

坂出市環境基本計画

Sakaide City Environment Master Plan



恵み豊かな自然と共生した持続可能な資源循環のまち

令和8（2026）年度～令和17（2035）年度

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
5. 国内の動向	5

第2章 地域概況

1. 自然的状況	10
2. 社会的状況	14
3. 環境関連法令	21
4. まとめ	22

第3章 環境の現状

1. 気候変動・脱炭素	23
2. 自然環境	27
3. 資源循環	30
4. 生活環境	35
5. まとめ	47

第4章 基本理念と目標

1. 坂出市の環境の現状	48
2. 基本理念	50
3. 将来の具体的目標	50

第5章 目標実現のための施策

1. 【横断的取組】	
基本目標1. 環境保全に係る地域の基盤づくり	51
2. 【分野別の取組施策】《地球環境分野》カーボンニュートラル	
基本目標2. 気候変動・脱炭素まちづくり	54
3. 【分野別の取組施策】《自然環境分野》ネイチャーポジティブ	
基本目標3. 自然共生づくり	56
4. 【分野別の取組施策】《資源循環分野》サーキュラーエコノミー	
基本目標4. 資源が循環するまちづくり	59
5. 【分野別の取組施策】《生活環境分野》公害・汚染の防止	
基本目標5. 快適な生活環境の確保	61

第6章 計画の推進

1. 推進体制の整備	66
2. 計画の進行管理	67

第1章 計画の基本的事項

1. 計画改定の趣旨

坂出市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は坂出市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第8条に基づく地域の環境に関する総合計画であり、環境基本条例の基本理念を具体化するため、計画の推進主体とその役割、将来の具体的目標、目標実現のための施策などを定めた本市の環境施策の方向性を示すものです。

本市では、平成15年に環境を巡る国内外の動向を踏まえ、環境施策を総合的・計画的に推進するため、快適な環境の保全および創造についての基本理念を定めた環境基本条例を制定、施行し、この条例に基づいて、平成19年3月に環境基本計画を策定しました。この計画では、計画期間を平成19年度から平成27年度の9年間とし、快適な環境の保全および創造に向けて、各種施策を展開してきました。

その後の平成28年3月にはこれまで実施してきた施策を評価したうえで、地球温暖化対策や循環型社会の実現に向けた国内外の現状を踏まえ、環境基本計画を改定しました。計画期間を平成28年度から令和7年度までの10年間とし、環境施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、年数が経過し、環境基本計画に記載している資料のデータ等が古くなってきたこと、また令和3年9月に「2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことなど環境に対する本市の状況が変化したことを踏まえ、目標年次より前である令和4年度に中間見直しを行いました。

その後も、令和6年3月に「坂出市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編・気候変動適応計画）」を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガスを令和12年度に平成25年度比で51%削減する目標を掲げ、市民や事業者と連携し、地域全体で温室効果ガス排出量の削減に向け取組を進めています。

このような状況を踏まえて、前計画の令和7年度での計画期間終了に伴い、本市の環境行政をさらに推進するため、新たな環境基本計画を策定することとしました。



図 1-1 (写真) 坂出市役所 庁舎

2. 計画の位置づけ

本計画は、「坂出市まちづくり基本構想」を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものであり、本市が策定する他の個別計画や事業等に対して、環境の保全および創造に関する総合的で長期的な目標と施策の基本的方向を定めるものです。

また、関連法令や上位計画に当たる国・県の環境基本計画、および坂出市まちづくり基本構想等とは次のような関係になります。

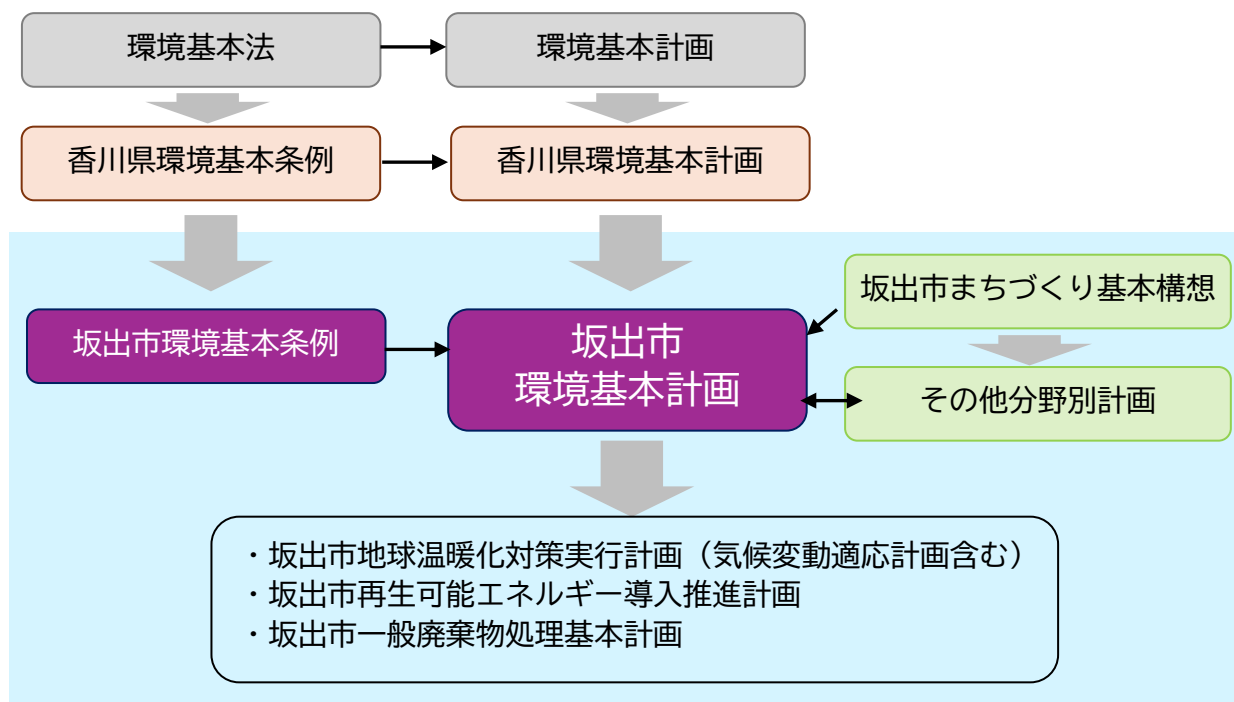


図 1-2 環境基本計画の位置づけ

3. 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、概ね5年ごとに見直しを行います。計画の進捗状況や社会情勢、市民ニーズ等に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

4. 計画の対象

(1) 推進主体とその役割

本計画で掲げた基本理念や目標を実現するため、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となり、地域が一体となって連携・協働のもと取り組んでいく必要があります。各主体は次のような役割を担います。

【市民の役割】

市民は、日常生活で資源の有効利用、エネルギーの節約、ごみの減量やリサイクルなどに努め、水質汚濁防止、環境美化などに心がけて、良好な環境の保全と創造に自主的に取り組み、住み良い環境づくりを進めることが必要です。

環境にやさしいライフスタイルの確立に努めるとともに、本市が実施する環境施策に積極的に参加することが求められます。

【事業者の役割】

事業者は、地域社会の一員として、環境への負荷が少ない社会の形成に寄与する役割を担います。このため、製造・加工・流通・販売等の各段階において環境への影響を十分に検討し、公害の防止、再生資源の使用、リサイクルの推進などに積極的に取り組むことが必要です。

事業活動は環境に与える影響の大きさを十分に認識して、本市が実施する環境施策へ積極的に参加することが求められます。

【行政の役割】

行政は、市民共有の財産である環境資源を適切に保全し、豊かで快適な環境の保全と創造を図る責務を有しています。

このため、本市が自ら行う施策では、構想・計画・実施等の各段階で、率先して環境に配慮した行動をとる必要があります。また、市民や事業者が自主的な取組を行えるよう支援し、環境に関する情報の提供や環境教育・学習を推進し、地域と一体となった環境施策を進めることが必要です。

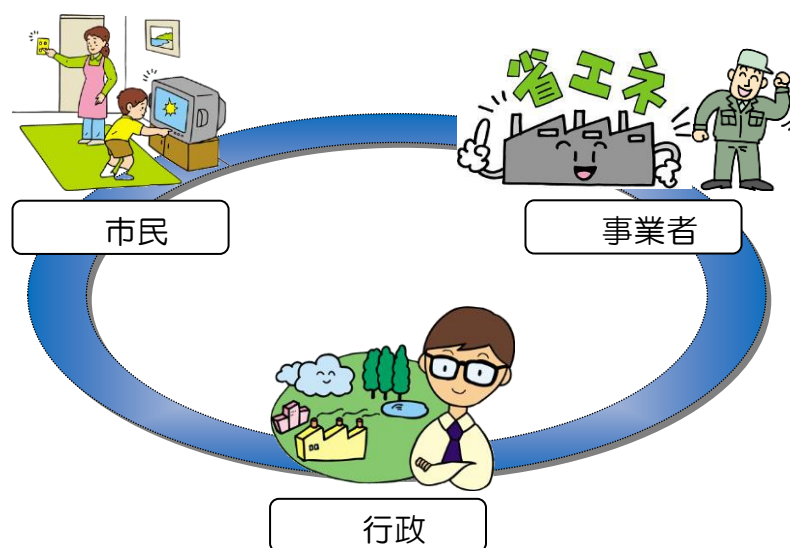


図 1-3 地域と一体となって取り組む環境施策

(2) 対象地域

対象とする地域は坂出市全域とします。

ただし、自然環境や地球環境などに関する事項については、県や周辺市町などと連携し、広域的に計画を実施することが必要です。そのため広域的な連携についても必要に応じて検討します。

(3) 環境の範囲

本計画では、「気候変動・脱炭素」、「自然環境」、「資源循環」、「生活環境」、「地域の基盤づくり」を環境の範囲とします。

表 1-1 環境の対象範囲

環境範囲	環境要素
気候変動・脱炭素	気候変動、地球温暖化など
自然環境	自然環境、動植物、公園、景観など
資源循環	一般廃棄物、産業廃棄物など
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動など
地域の基盤づくり	ひとづくり、教育など



図 1-4 (写真) 香風園 (街区公園、坂出市指定文化財)

5. 国内の動向

(1) 第6次環境基本計画

令和6年5月に閣議決定された国の「第6次環境基本計画」においては、冒頭文に「本計画は強い「危機感」に基づいている。」とあり、「気候変動」、「生物多様性の損失」及び「汚染」という3つの危機に直面し、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあると問題提起しています。

そして、環境・経済・社会すべてにおいて、特に令和12年までの期間を「勝負の年」とし、この間における選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いという点に言及しています。

そこで、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明の実現、持続可能な社会としての「循環共生型社会」をめざし、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的としています。

- 3つの危機「気候変動」、「生物多様性の損失」、「汚染」に直面
- 経済社会システムを「脱炭素（カーボンニュートラル）」、「循環型（サーキュラーエコノミー）」、「自然再興（ネイチャーポジティブ）」等の統合・シナジー
- 目的は「環境保全とそれを通じた現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす新たな成長」
- ビジョンとして持続可能な「循環共生社会」（環境負荷の総量削減、地下資源依存から地上資源基調へ）
- 市民社会、地域コミュニティの共進化

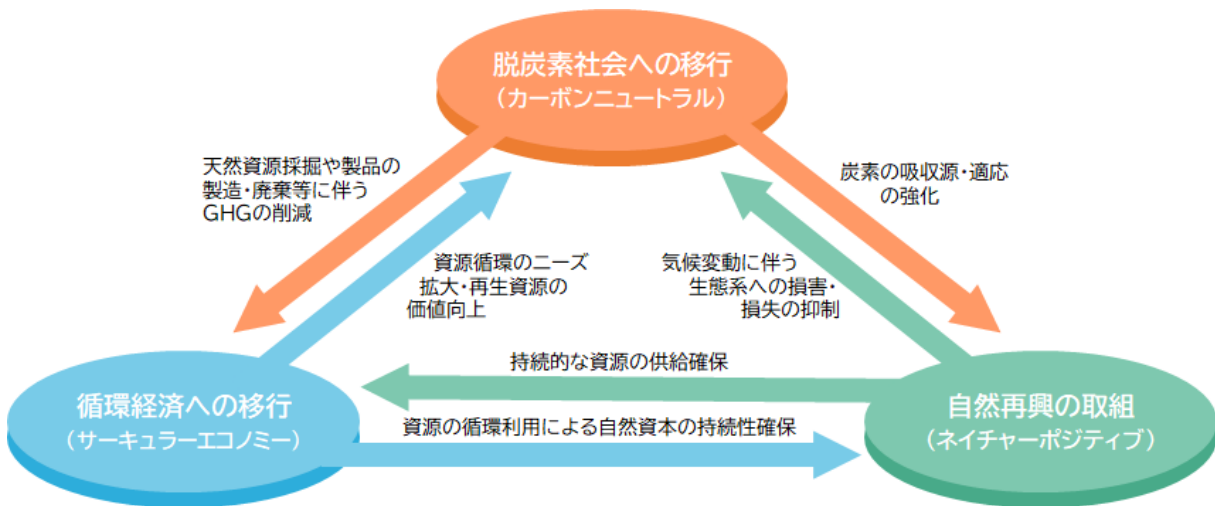


図 1-5 希望や活力ある未来につながる地域循環共生圏 (=ローカルSDGs) の創造
出典 第6次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会（第2回）資料より作成

(2) 地球温暖化対策計画

令和7年2月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、令和3年10月閣議決定した前回の計画を改定し、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策を位置付けており、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくことを示すことで、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させ、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進していくこととしています。

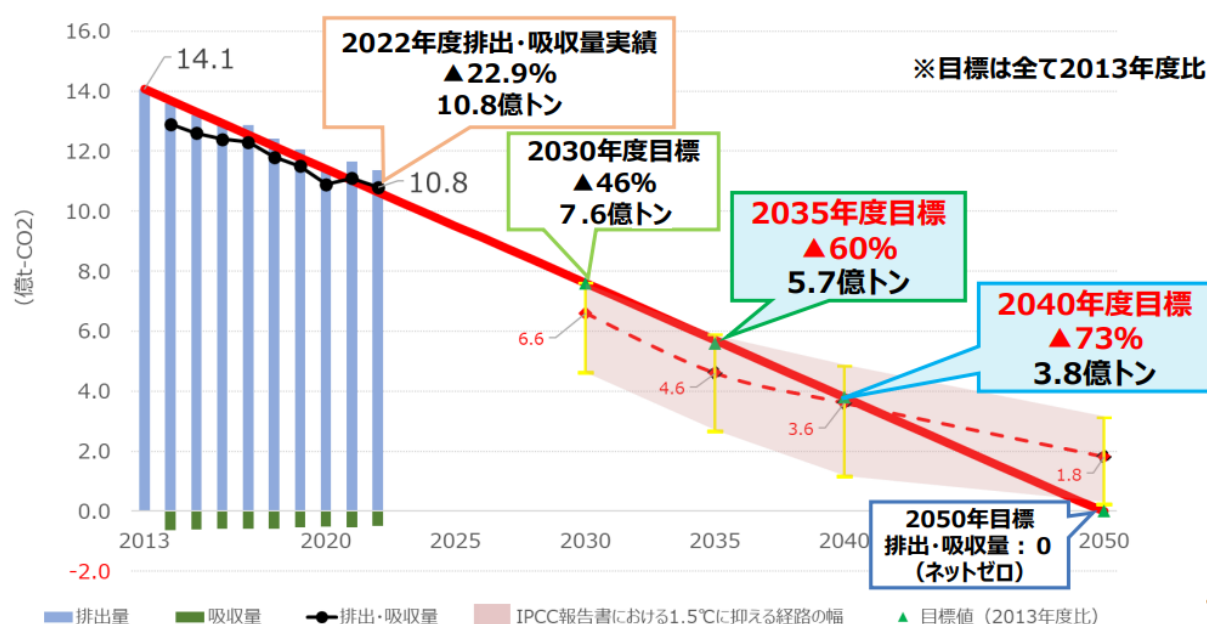


図 1-6 温室効果ガス削減目標

出典 環境省「地球温暖化対策計画の概要」

(3) 生物多様性国家戦略

令和5年3月には、「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」が閣議決定され、生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要があるとし、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、ひいては、2050年のビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げています。

2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させ（ネイチャーポジティブ）、2050年ビジョンを達成するためには、「自然保護」「ゼロカーボン」「循環経済（サーキュラーエコノミー）」などすべての分野で取組が必要なことを、図1-7では表しています。

- 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブに向けた行動が急務）
- 30by30 目標（2030年までに陸と海の30%以上を保全）※2021年陸域20.5%、海域13.3%

- ・保護地域（国立公園等）の更なる拡充・管理
 - ・保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所（OECM）の認定
- ※OECM (Other Effective area-based Conservation Measures の略)
- 自然共生サイトの周知・啓発

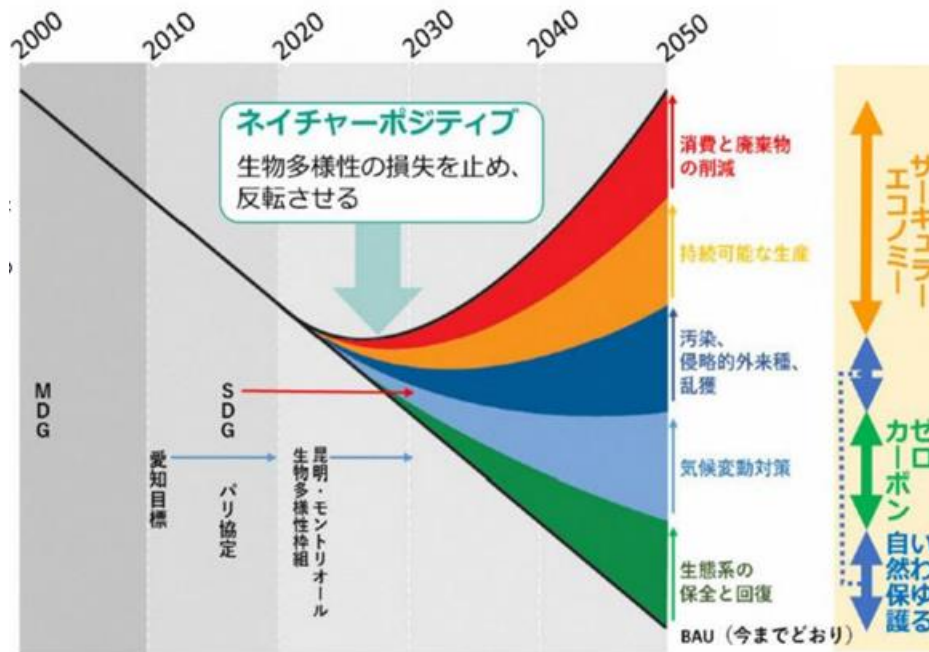
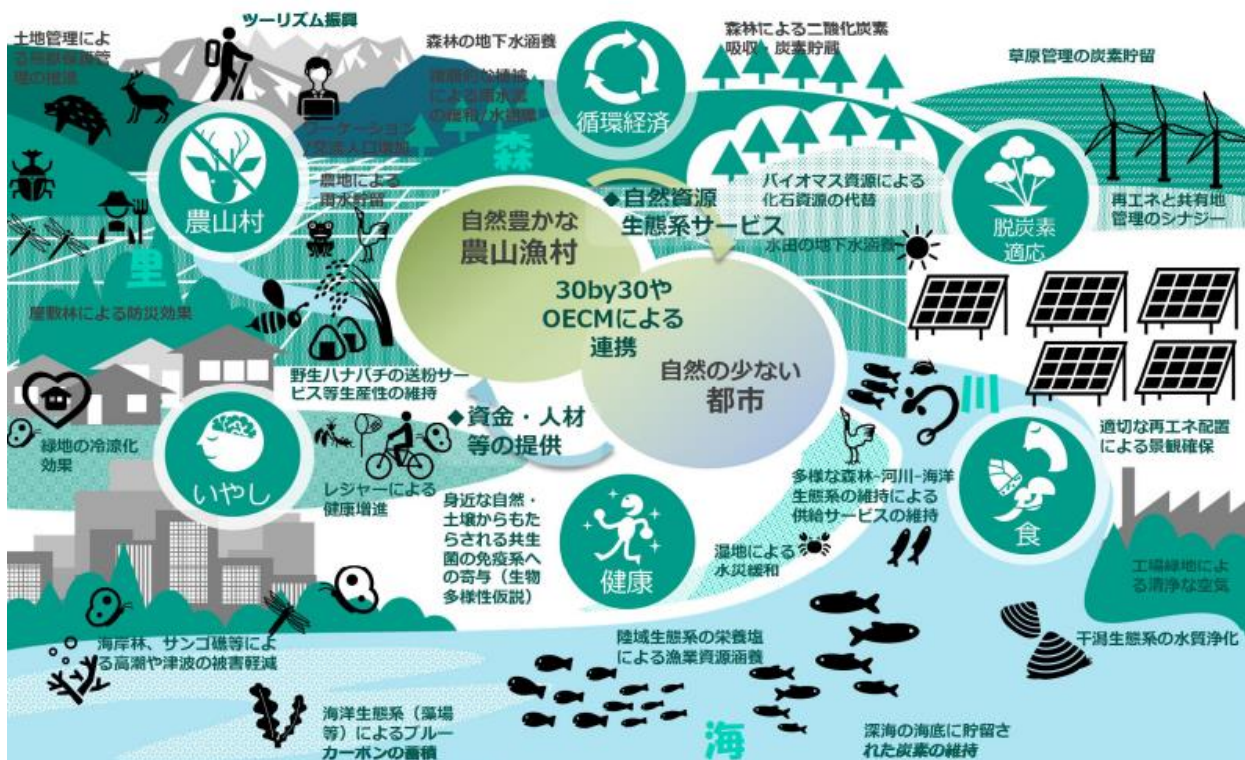


図 1-7 地球規模生物多様性概況第5版

出典 生物多様性条約事務局



出典 環境省「30by30ロードマップ」

図 1-8 30by30実現後の地域イメージ～自然を活用した課題解決～

(4) 第5次循環型社会形成推進基本計画

令和6年8月には「第5次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行を進め、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる循環共生型の社会を形成することで持続可能な社会を実現し、我々の社会活動の土台となる自然資本への負荷を削減し、「気候変動」、「生物多様性損失」、「汚染」などの環境問題の同時解決につながるとしています。

資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会（リニアエコノミー）活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー（線型経済）の考え方を再設計し、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄を最小限に抑えることと、新しい産業や雇用の創出までを含めた「経済システム」であるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が求められています。

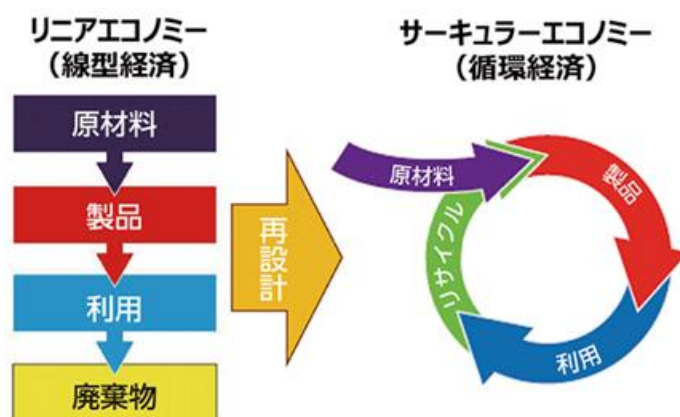


図 1-9 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
出典 環境省「令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

(5) 香川県環境基本計画

～現在改定中～

環境の将来像「県民みんなで作る人と自然が共生する持続可能な香川」の実現に向け、5つの基本目標を設定し推進しています。

表 1-2 5つの基本目標（香川県環境基本計画）

分野	基本目標
各分野にまたがる 基盤整備・地域づくり	環境を守り育てる地域づくりの推進
地球環境分野	脱炭素社会の実現に向けて地域とともに取り組む地球環境の保全
資源循環分野	環境への負荷を低減させる持続可能な循環型社会の形成
自然環境分野	自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進
生活環境分野	安全で安心して暮らせる生活環境の保全

(6) 坂出市環境基本条例

坂出市環境基本条例第3条には、市の環境の保全および創造についての基本理念が定められています。

- 市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるよう、快適な環境の保全および創造に努めます。
- すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して、快適な環境の保全および創造に努めます。
- 地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、地球環境保全に資するように積極的に快適な環境の保全および創造に努めます。

第2章 地域概況

1. 自然的状況

(1) 地理・地勢

本市は、東経133度51分38秒、北緯34度18分59秒に位置し、面積は92.46km²です。香川県のほぼ中央部に位置し、東は高松市、西は丸亀市と宇多津町、南は綾川町、北は多島美を誇る瀬戸内海に面し、瀬戸内海を隔てて岡山県に対しています。

市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっており、北の海側には瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見せています。

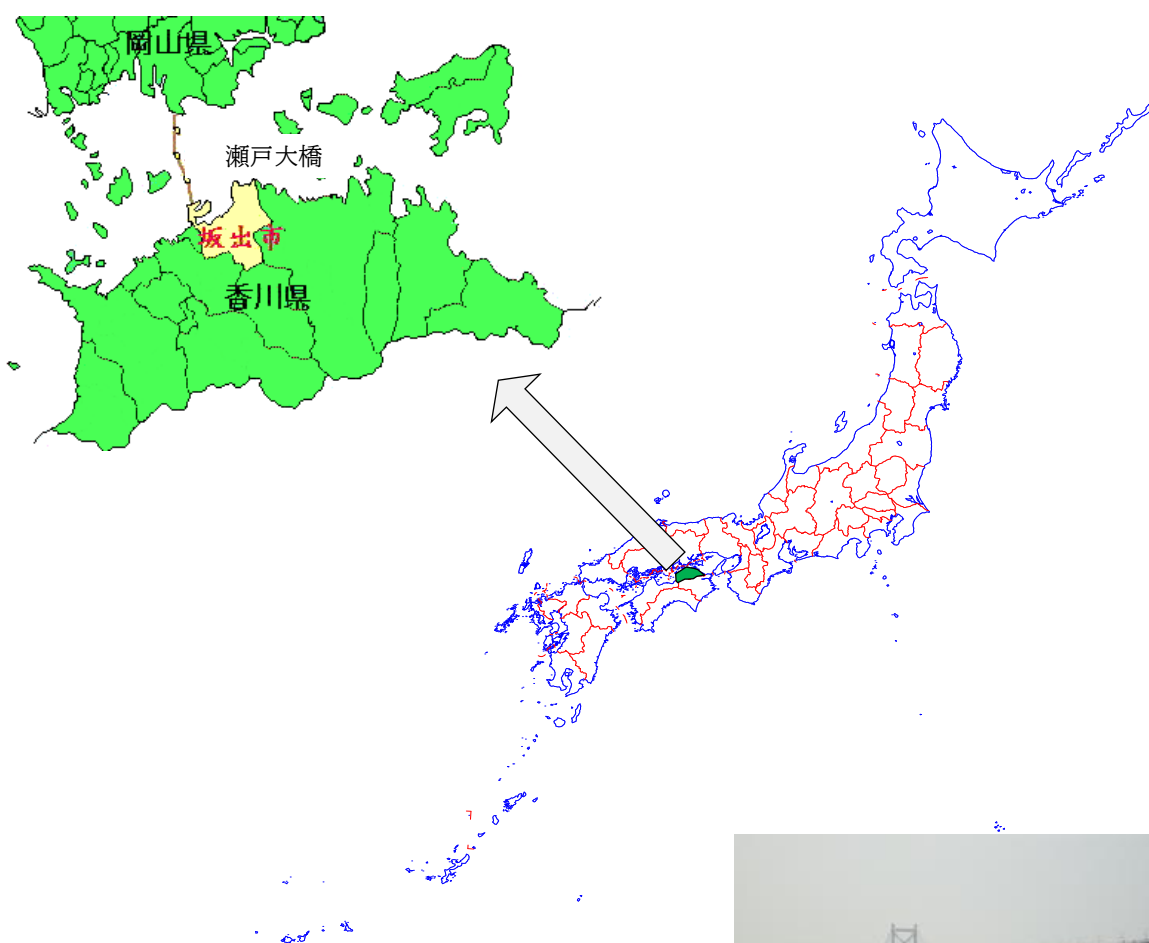


図 2-1 坂出市の位置



図 2-2 (写真) 瀬戸内海シーカヤック

(2) 沿革

昭和 17 年に坂出町と林田村との合併により市制を施行し、昭和 26 年から昭和 31 年までの間に近隣 6 村を合併、昭和 42 年に綾歌郡飯山町の一部を合併して、現在に至っています。

その昔、久米栄左衛門の大開拓事業により、塩田の基礎が築かれ、以来全国でも有数の塩田のまちとして栄え、これに伴い商工業が栄え、塩の積み出し港として、四国屈指の貿易港を持つまちとしても発展してきました。

しかし、長年坂出を支えてきた塩田も度重なる塩業整備や技術革新によって姿を消し、代わって沖合約 1 km に横たわる巨大な州（浅瀬）であった「番の州」を埋め立て、香川県下最大の番の州臨海工業団地が造成されました。本市は、この臨海工業団地によって瀬戸内工業地域の中核都市として重要な位置を占めています。これらにあわせて塩田跡地を活用した港湾開発等により、全国有数の「港湾工業都市」へと変貌を遂げました。

また、昭和 53 年に着工し、9 年半の歳月と 1 兆 1,338 億円の巨費を投じ、坂出市民のみならず、四国島民の長年の夢と希望をのせて「瀬戸大橋」が昭和 63 年に完成しました。瀬戸大橋は、上部に瀬戸中央自動車道、下部に JR 瀬戸大橋線が走る二階建構造の道路鉄道併用橋として、日本の橋梁技術の粋を結集して建設された世界でも例のない長大橋です。この橋は、岡山側から 5 つの島を経て坂出の番の州に至る海上部 9.4km が吊橋、斜張橋、トラス橋の 6 つの橋と高架橋で結ばれています。

平成 4 年には四国横断自動車道（高松自動車道）が開通し、瀬戸中央自動車道と連結されました。さらに、坂出北インターチェンジ（瀬戸中央自動車道）のフルインター化の準備が進められており、本市は本州と四国を結ぶ交通・流通の「要衝」として、その存在価値を高めています。

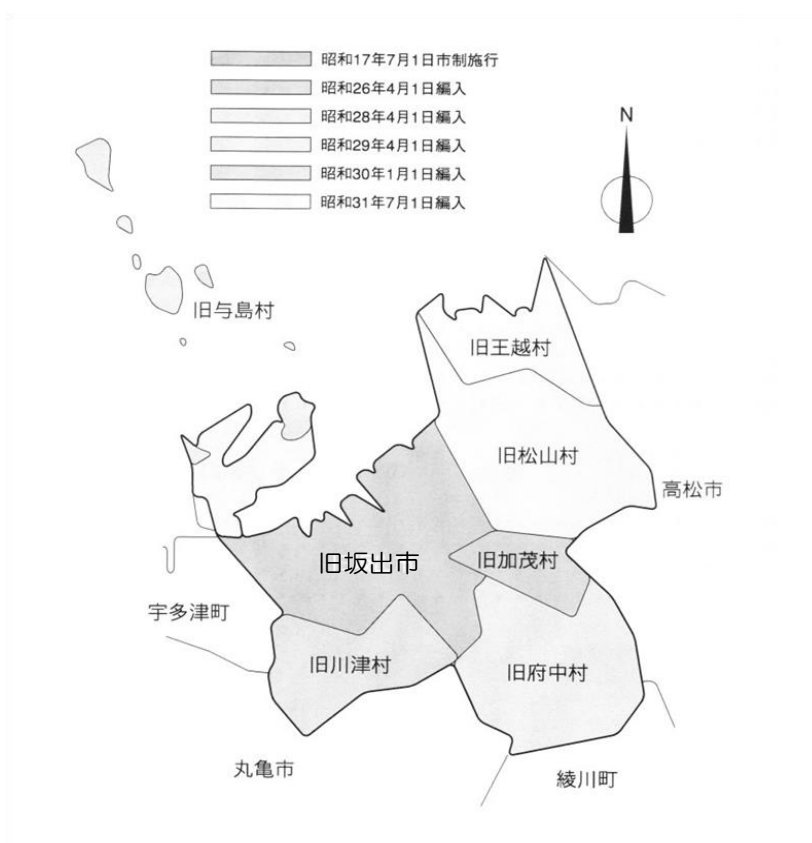


図 2-3 坂出市域の変遷

(3) 土地利用

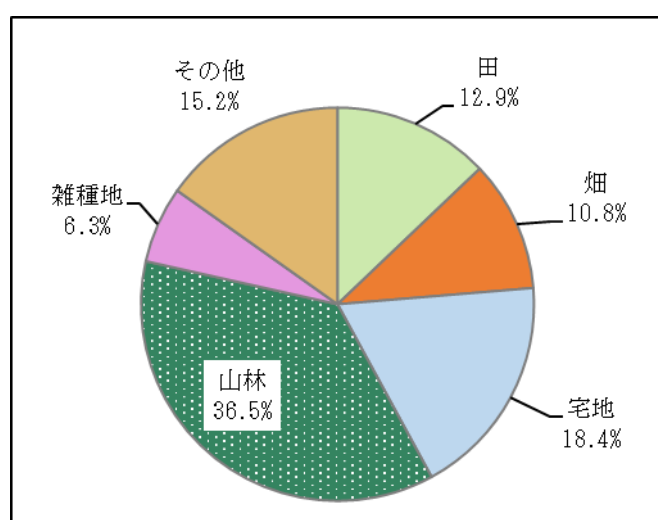
土地利用を見ると、令和7（2025）年1月1日現在、山林が36.5%と最も高く、次いで宅地18.4%、田12.9%、畑10.8%、雑種地6.3%などとなっています。

令和3（2021）年と比較すると、宅地が約0.5%増加し、田で0.2%、畑で0.1%減少しています。

表 2-1 土地利用（令和7年1月1日現在）

単位：千㎡

田	畑	宅地	山林	雑種地	その他	合計
11,923	9,979	16,998	33,731	5,831	14,028	92,490
12.9%	10.8%	18.4%	36.5%	6.3%	15.2%	100.0%



出典 土地に関する概要調書

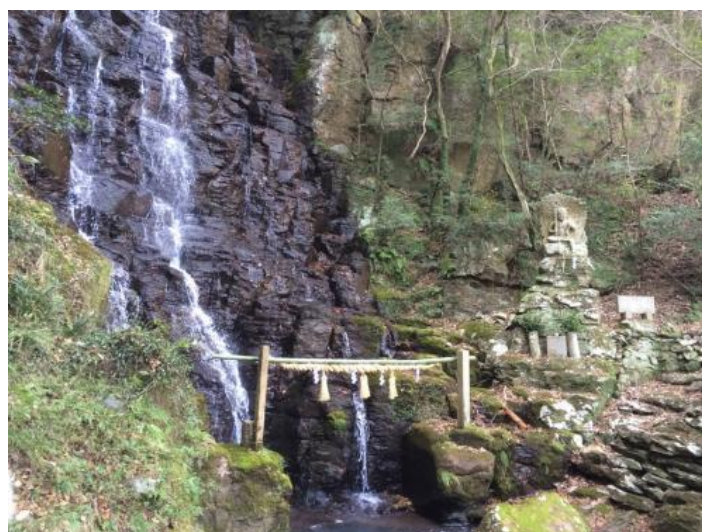
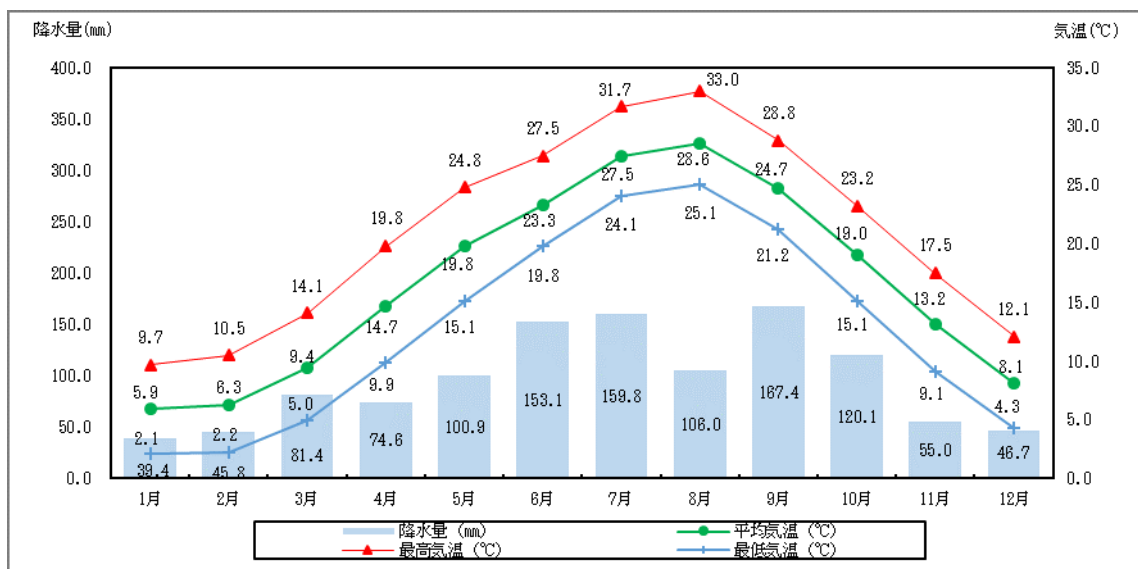


図 2-4 （写真）城山

(4) 気象

高松地方気象台^{*}の過去 30 年間の年平均気温は 16.7℃、年間降水量は 1,150.2mm となっており、気温が穏やかで降水量の少ない典型的な瀬戸内式気候を示していますが、近年は温暖化傾向のためか、台風や集中豪雨等により降水量が多い年もあります。

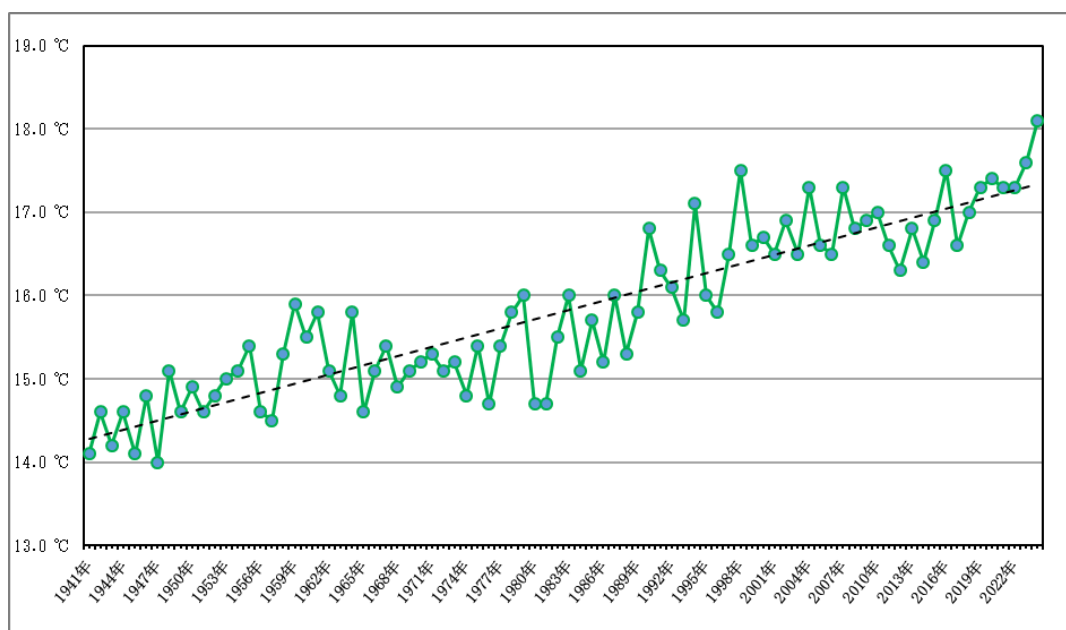
^{*}坂出市には気象観測所がないので、高松地方気象台のデータを用いています。



出典 気象庁（気温1991～2020年、降水量1991～2020年の平均値）

図 2-5 高松気象台の気温・降水量

高松地方気象台の日平均気温の推移を詳細に見ると、下図の線形近似（点線）が右肩上がりを示しているように、変動を繰り返しながら、近年、気温は上昇傾向にあり、この 84 年の間に約 4℃上昇しています。



出典 気象庁（日平均気温の年間の数値）

図 2-6 高松地方気象台の日平均気温の推移

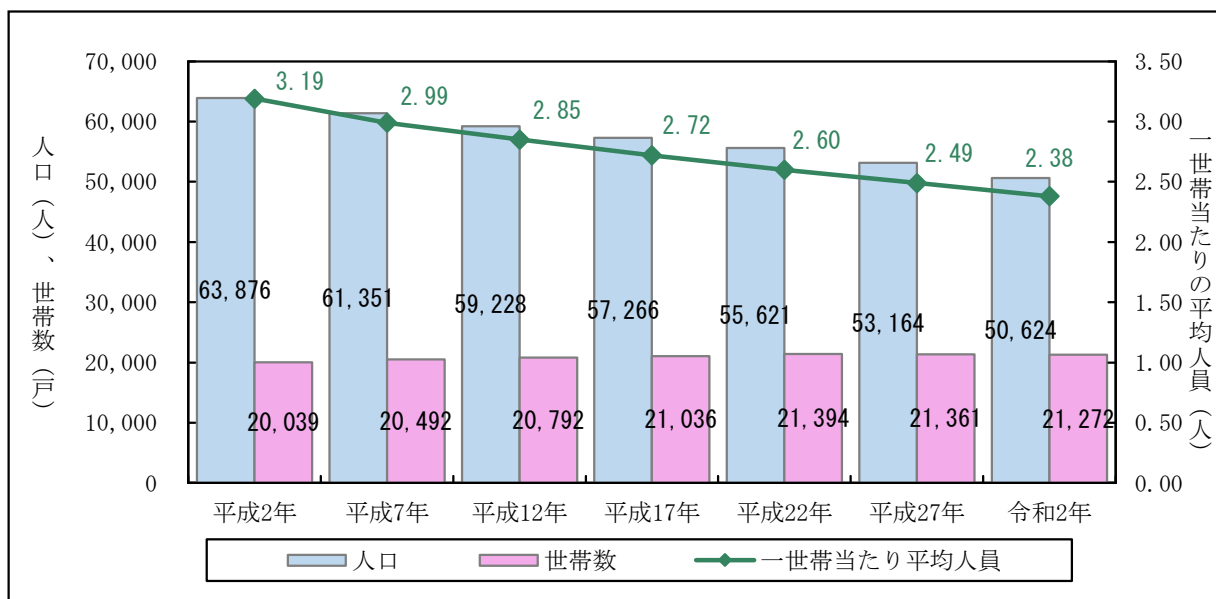
2. 社会的状況

(1) 人口、世帯数などの推移

令和2年国勢調査による人口は50,624人で、県人口の5.3%にあたります。1km²当たりの人口密度は547人で香川県の506人よりやや高くなっています。

人口の推移としては、昭和51年の67,650人をピークに、その後は減少傾向が続いています。人口減少の要因を人口動態で見ると、平成2年以降、自然動態は死亡数が出生数を上回り、社会動態でも、転出数が転入数を上回る傾向が続いています。

近年30年間の推移を見ると、平成2年から令和2年にかけて、人口が20.7%減少し、世帯数が6.2%増加し、1世帯当たり人員は3.19人から2.38人へと0.81人減少しています。



出典 国勢調査

図 2-7 人口・世帯数および世帯人員の推移



図 2-8 (写真) 坂出大橋まつり

(2) 産業別従業者数

令和3年の事業所数は2,656箇所、従業者数は28,485人となっています。産業別に見ると、事業所数は「卸売業、小売業」が612箇所と最も多く、次いで「建設業」、「製造業」と続いています。また、従業者数では、製造業が6,871人と最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」などとなっています。

平成28年当時と比較すると、事業所数は減少(-289箇所)、従業者数も減少(-532人)しています。

表 2-2 産業別事業所数・従業者数の推移（令和3年）

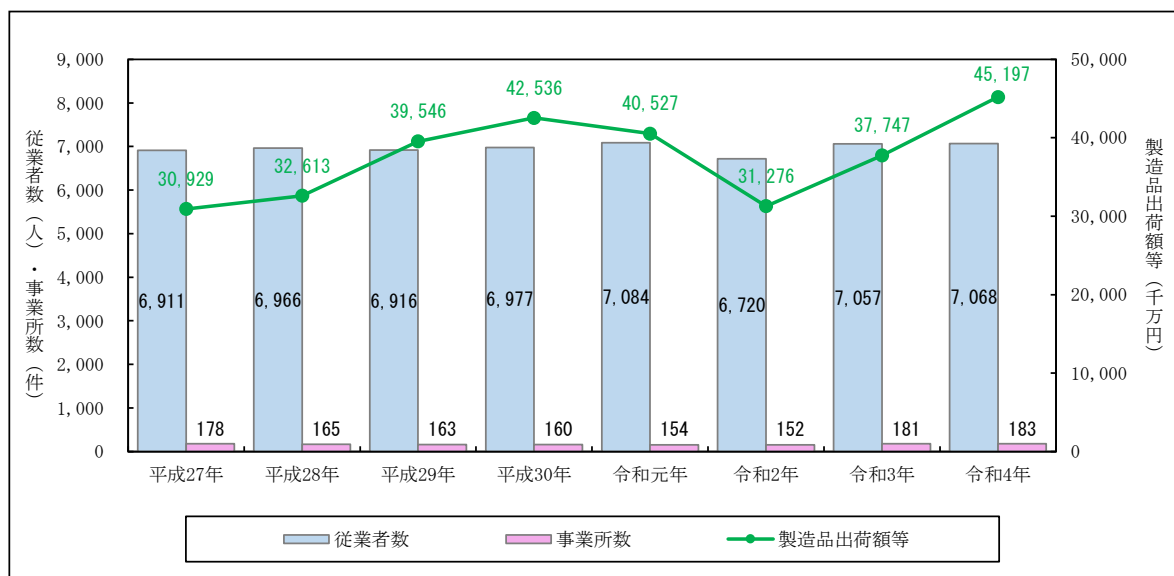
産業大分類	令和3年度	
	事業所数	従業者数
総数	2,656	28,485
A 農業、林業	43	574
B 漁業	2	9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1
D 建設業	274	2,249
E 製造業	263	6,871
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	168
G 情報通信業	13	83
H 運輸業、郵便業	162	3,346
I 卸売業、小売業	612	4,367
J 金融業、保険業	29	483
K 不動産業、物品賃貸業	219	656
L 学術研究、専門・技術サービス業	92	605
M 宿泊業、飲食サービス業	219	1,413
N 生活関連サービス業、娯楽業	187	676
O 教育、学習支援業	67	535
P 医療、福祉	221	4,332
Q 複合サービス事業	25	348
R サービス業 (他に分類されないもの)	221	1,769
第1次産業	45	583
第2次産業	538	9,121
第3次産業	2,073	18,781

出典 経済センサス

(3) 工業

経済構造実態調査によると、令和4年は事業所数 183、従業者数 7,068 人、製造品出荷額等 45,197 千万円となっています。

平成 27 年からの変動を見ると、従業者数及び事業所数は微増・微減を繰り返して、ほぼ横ばいの状態で推移しています。また、製造品出荷額等は、平成 30 年にピークを迎えましたが、令和 2 年に減少しました。その後、令和 3 年以降は再び増加に転じています。



出典 工業統計調査（平成27年～令和元年）、経済センサス活動調査（令和2年）、経済構造実態調査（令和3年～令和4年）

図 2-9 事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

(4) 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域の指定のない区域において良好な環境の形成または保持を図る観点から立地が望ましくない用途の建築物等を特定し、その立地を規制するものです。

指定地域は、用途白地地域（旧市街化調整区域）の全域です。運用は、国道および県道・2車線片側歩道以上の市道沿線の一部を幹線沿道一般型、それを除く全域を一般環境保全型として規制しています。

表 2-3 特定用途制限地域

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途制限地域 (幹線沿道一般型)	約 355ha	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させる恐れが大きい工場 ・危険物の貯蔵、処理の量が多い施設 ・風俗営業施設
特定用途制限地域 (一般環境保全型)	約 6,516ha	<ul style="list-style-type: none"> ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場等 ・危険物の貯蔵、処理の用に供する施設 ・風俗施設等 ・ホテル、旅館、パチンコ店
合計	約 6,871ha	

(5) 都市計画

王越地区の一部および島しょ部（3島）を除き、ほぼ全域が都市計画区域に指定されています。用途地域を除き、長年市街化調整区域となっていたため、開発が制限されてきましたが、平成16年5月に市街化区域と市街化調整区域を区分する線引きを廃止し、特定用途制限地域を指定したことにより、郊外部の開発が可能となっています。

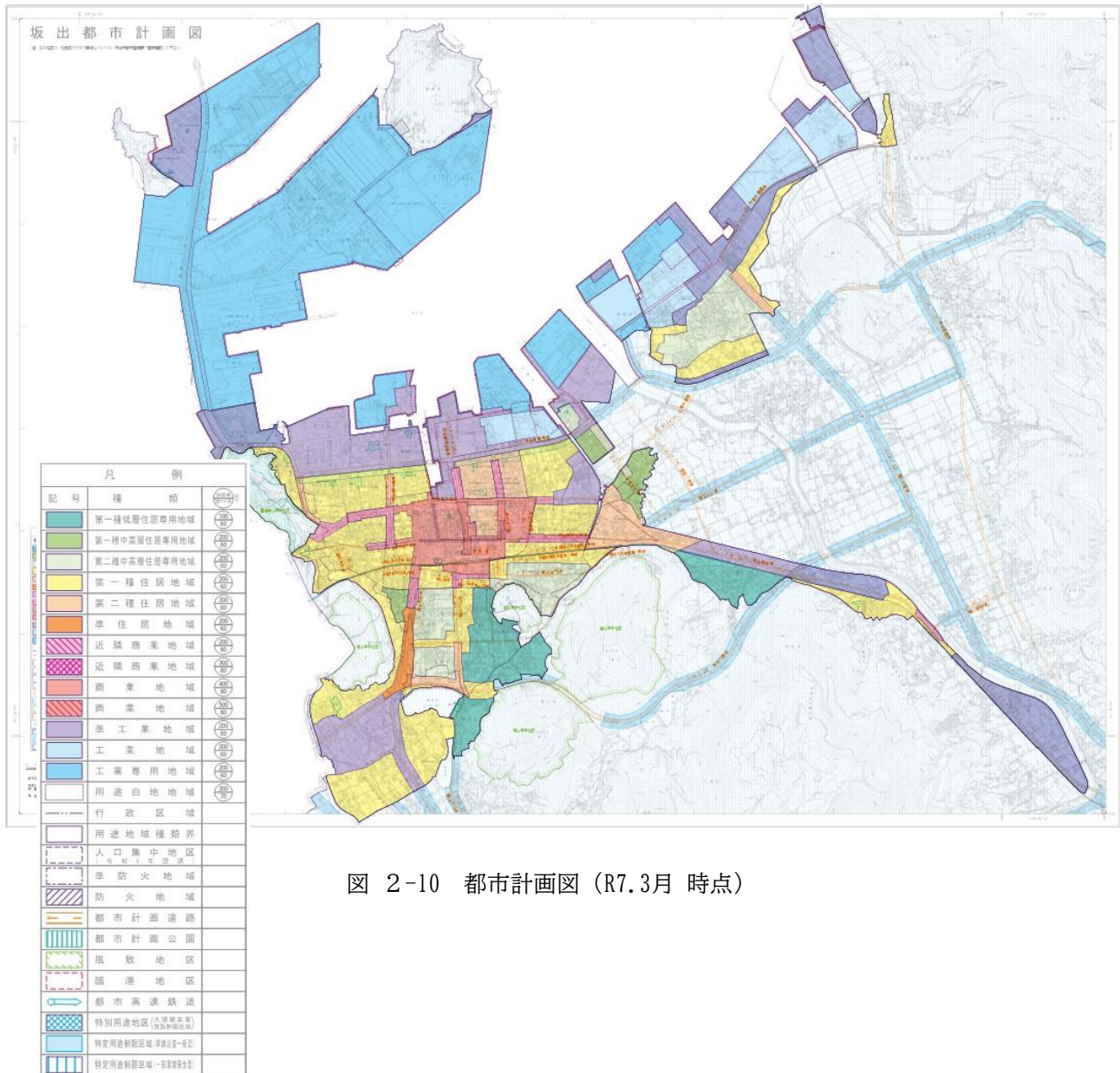
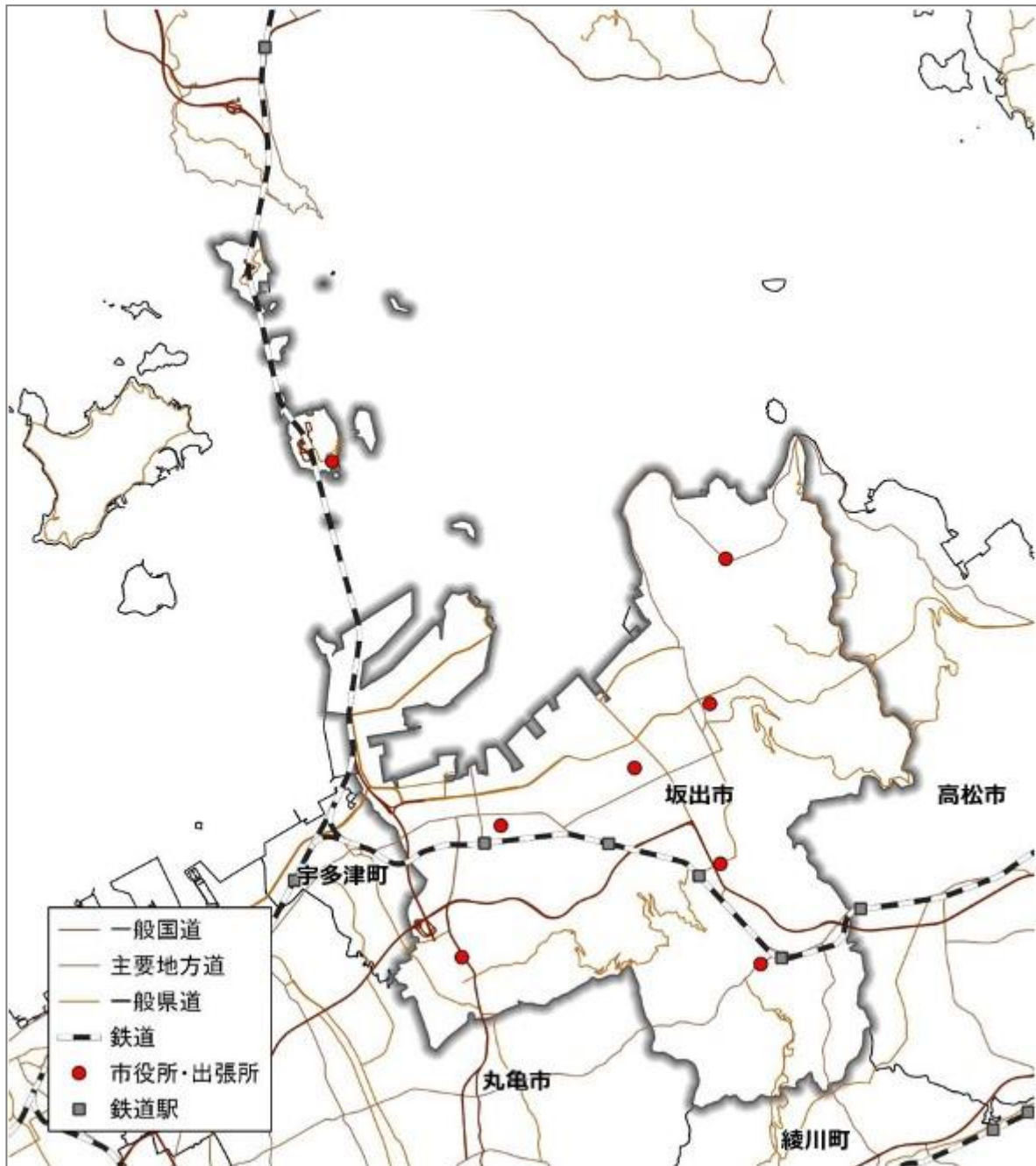


図 2-10 都市計画図 (R7.3月 時点)

(6) 運輸交通

① 交通ネットワーク

交通ネットワークについては、鉄道として市域をほぼ東西に横切る予讃線と瀬戸大橋を通る瀬戸大橋線があります。道路については、高速道路として瀬戸中央自動車道、高松自動車道、国道として11号と438号があり、その外にいくつかの主要地方道と一般県道があります。



出典 坂出市地域公共交通計画

図 2-11 交通ネットワーク

② 公共交通

公共交通については、鉄道は予讃線と瀬戸大橋線があります。また、JR坂出駅を起点とし、郊外部の各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシー、中心市街地においては、循環バスがあります。



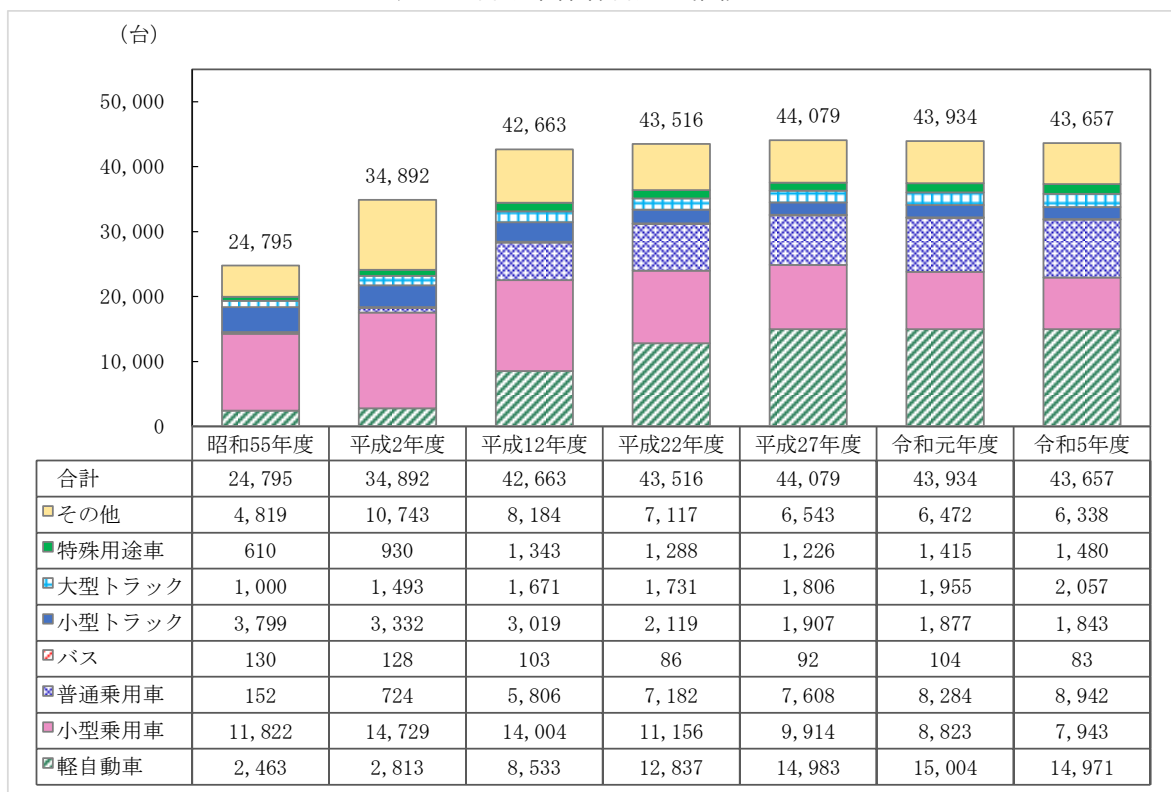
出典 坂出市公共交通マップ (R6.10月1日現在)

図 2-12 公共交通

③ 自動車保有台数

自動車保有台数の推移を見ると、普通自動車と小型自動車を合わせた乗用車の台数については、平成12年度以降横ばいで推移しています。一方、軽自動車は令和元年度まで増加傾向が続いたものの令和5年度は減少しています。また、貨物車については、大型トラックが増加し、小型トラックが減少しています。

表9 自動車保有台数の推移



出典 四国運輸局香川運輸支局

図 2-13 自動車保有台数の推移



図 2-14 (写真) 瀬戸大橋の夜景

3. 環境関連法令

本市の環境関連の条例等としては、「環境基本条例」をはじめ「公害防止条例」、「環境美化条例」など様々なものがあります。

表 2-4 関係条例等

区分	法令名	制定年月日
環 境	坂出市公害防止条例	昭和47年4月5日
	坂出市環境美化条例	平成14年3月26日
	坂出市環境基本条例	平成15年3月31日
廃棄物	坂出市下水道条例	昭和60年4月1日
	坂出環境センター条例	平成3年3月26日
	坂出市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成8年3月28日
	坂出市リサイクルプラザ条例	平成11年9月30日
	坂出市特定家庭用機器廃棄物の取扱いに関する条例	平成12年12月25日
身近な 自 然	坂出市都市公園条例	昭和59年10月1日
	坂出市緑化条例	昭和60年12月23日
	坂出市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	平成15年3月31日
	坂出市風致地区内における建築等の規制に関する条例	平成24年12月28日



図 2-15 (写真) 小与島のササユリ

4. まとめ

本章の地域概況を取りまとめると、以下の通りとなります。

表 2-5 本市の地域概況

状況	地域概況
自然的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の中心部は海岸沿いに平坦に開け、綾川を中心に豊かな田園地帯が広がっており、北の海側には瀬戸大橋沿いに島々が連なり、瀬戸内海国立公園の美しい景観を見せています。 ・土地利用状況は、令和7年1月1日現在、山林が36.5%と最も高く、次いで宅地18.4%、田12.9%、畑10.8%、雑種地6.3%となっており、令和3年と比較すると、宅地が約0.5%増加し、田で0.2%、畑で0.1%減少しています。※1 ・過去30年間の年平均気温は16.7℃、年間降水量は1,150.2mmとなっており、気温が穏やかで降水量の少ない典型的な瀬戸内式気候を示していますが、近年は温暖化傾向のためか、台風や集中豪雨等により降水量が多い年もあります。※2 ・本市周辺における近年の気温は上昇傾向にあり、昭和16年（1941年）から令和6年（2024年）の84年の間に約4℃上昇しています。※3
社会的状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における人口・世帯数は、平成2年から令和2年にかけて20.7%減少し、世帯数は6.2%増加し、1世帯当たり人員は3.19人から2.38人へと0.81人減少しています。※4 ・令和3年の事業所数は2,656箇所、従業者数は28,485人となっており、平成28年当時と比較すると、事業所数は減少（-289箇所）、従業者数も減少（-532人）しています。※5 ・公共交通については、鉄道は予讃線と瀬戸大橋線があります。また、JR坂出駅を起点とし、郊外部の各地域を結ぶ路線バスやデマンド型乗合タクシー、中心市街地においては、循環バスがあります。 ・自動車保有台数は、平成12年度以降横ばいで推移している一方、軽自動車は近年減少、また、貨物車については、大型トラックが増加し、小型トラックが減少しています。※6
環境関連法令	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の環境関連の条例等としては、「環境基本条例」をはじめ「公害防止条例」、「環境美化条例」など様々なものがあります。

※1 出典 土地に関する概要調書

※2 出典 気象庁（気温、降水量の平均値）

※3 出典 気象庁（日平均気温の年間の数値）

※4 出典 国勢調査（5年に1度の調査）

※5 出典 経済センサス（5年に1度の調査）

※6 出典 四国運輸局香川運輸支局（自動車保有台数の推移）

第3章 環境の現状

1. 気候変動・脱炭素

(1) 気候変動の影響

地球温暖化等の気候変動により、将来的にも世界的に異常気象が増加する可能性が指摘されています。国全体においては、気候変動により気象災害リスクが高まっているところ、本市においても、先述した気候の変化やこれからの変動予測において、今後、極端な高温による熱中症の多発や、短時間での強雨による洪水、土砂災害の発生頻度の増加など災害と気候変動との関係性が高まってくるものと予想されます。

気候変動の影響（事例）

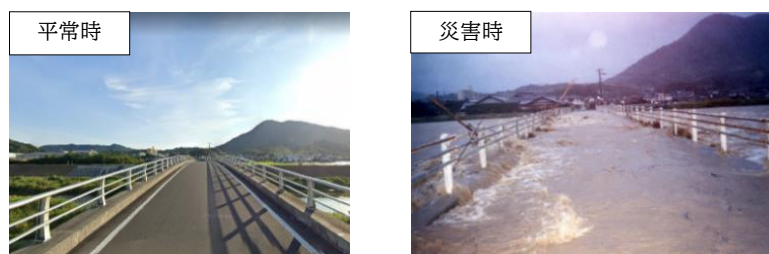


図 3-1 （写真）平成16年台風第23号による被害 綾坂橋（坂出市府中町）

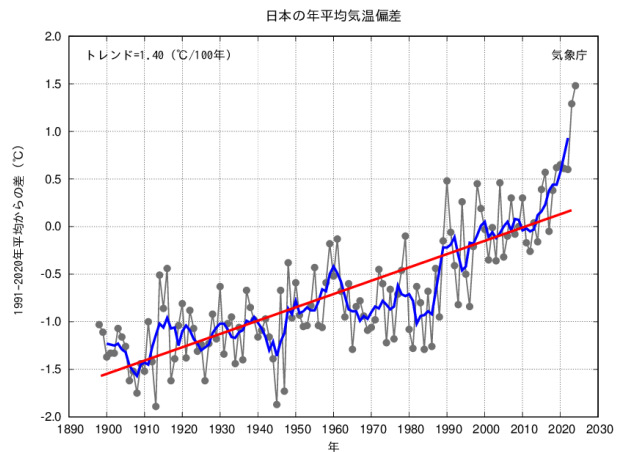
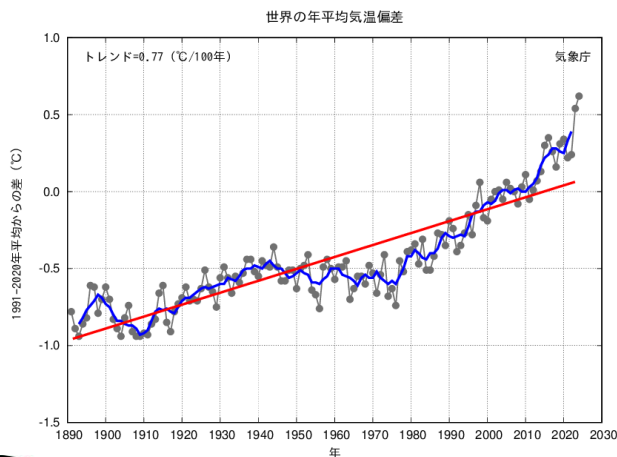


図 3-2 （写真）平成16年台風第23号による被害 イオン坂出東側の一方通行道路（坂出市京町）

(2) 地球温暖化

世界の年平均気温偏差は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.77℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

日本の年平均気温偏差は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.40℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。



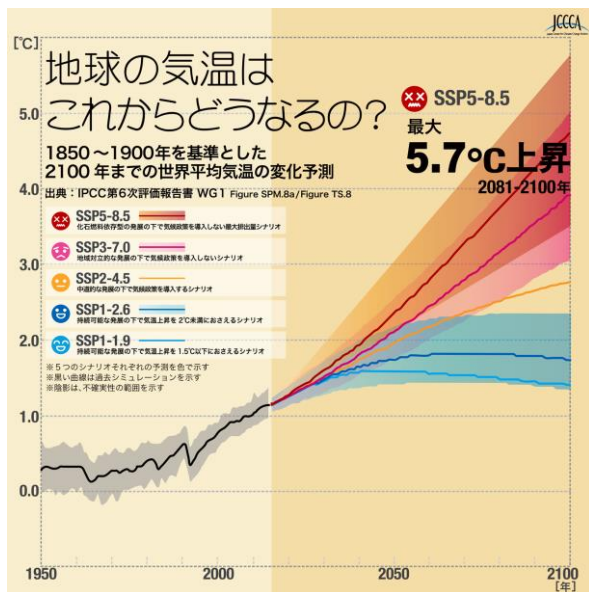
細線(黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青) : 偏差の5年移動平均値、直線(赤) : 長期変化傾向。
基準値は1991~2020年の30年平均値。



出典 気象庁より

図 3-3 世界と日本の年平均気温偏差

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第6次報告書では、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、気象上昇を1.5°C以下におさえるシナリオをとった場合でも、1850年から1900年の平均気温よりも1.0~1.8°C上昇すると予測しており、気候変動による影響は避けられない状況になっています。



IPCC 第6次評価報告書における SSPシナリオとは		
シナリオ	シナリオの概要	近い RCPシナリオ *IPCC AR5 での呼称 *気候変動抑制シナリオ
😊 SSP1-1.9	持続可能な発展の下で 気温上昇を1.5°C以下におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を1.5°C以下に抑える政策を導入 21世紀後半にCO ₂ 排出正味ゼロの見込み	該当なし
😊 SSP1-2.6	持続可能な発展の下で 気温上昇を2°C未満におさえるシナリオ 21世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を2°C未満に抑える政策を導入 21世紀後半にCO ₂ 排出正味ゼロの見込み	RCP2.6
😐 SSP2-4.5	中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030年までの各年の国別削減目標(NDC)を累計した排出量上限にはほぼ位置する	RCP4.5 (2050年まではRCP6.0とも呼ぶ)
😞 SSP3-7.0	地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ	RCP6.0とRCP8.5の間
😡 SSP5-8.5	化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ	RCP8.5

出典: IPCC第6次評価報告書および気候変動抑制シナリオ作成

出典 全国地球温暖化防止活動推進センター

図 3-4 1850~1900年を基準とした世界平均気温の変化

(3) 二酸化炭素の全大気平均濃度

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。人間活動に伴う化石燃料の消費、セメント生産、森林破壊などの土地利用の変化等により、大気中の二酸化炭素濃度は増加しています。

二酸化炭素の全大気平均濃度は2010年には388ppmでしたが、その後右肩上がりに上昇し、2024年には421ppmを越えました。一方年増加量については、過去14年間の平均値は2.4ppm/年でしたが、2024年には3.5ppm/年となり、今までの最高値(2016年の3.1ppm/年)を上回りました。

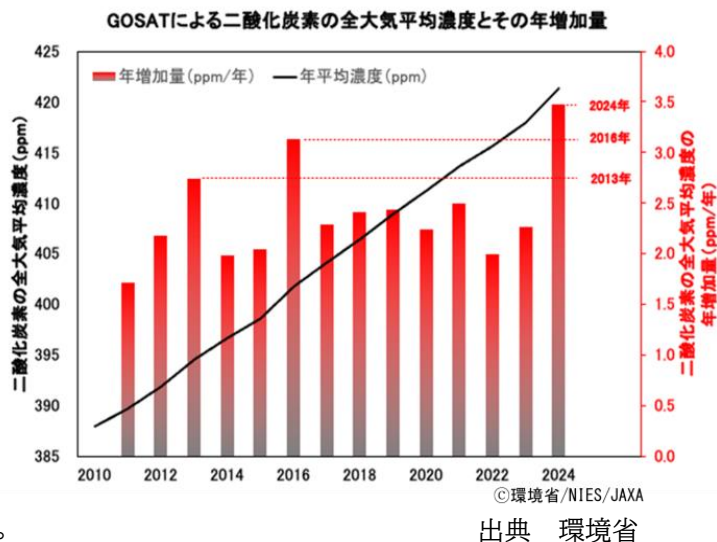


図 3-5 二酸化炭素の全大気平均濃度と年増加量

(4) 日本の温室効果ガス排出量の推移

1990年（基準年）から現在までの温室効果ガス排出量の推移を見ると、景気の影響等で変動はあるものの「産業部門」は、2007年度までほぼ横ばいで推移した後、2008年度と2009年度に一旦減少し、2010年度から2013年度にかけて再び増加し、2014年度以降は減少しています。「運輸部門」は、2001年度頃までは緩やかな増加傾向にありましたが2002年度以降は緩やかに減少しています。一方、民生業務部門の「業務その他部門」と「家庭部門」は、2007年度まで増加傾向で推移した後、2008年度と2009年度に一旦減少し、2010年度から2013年度にかけて再び増加しましたが、2014年度以降は緩やかに減少しています。

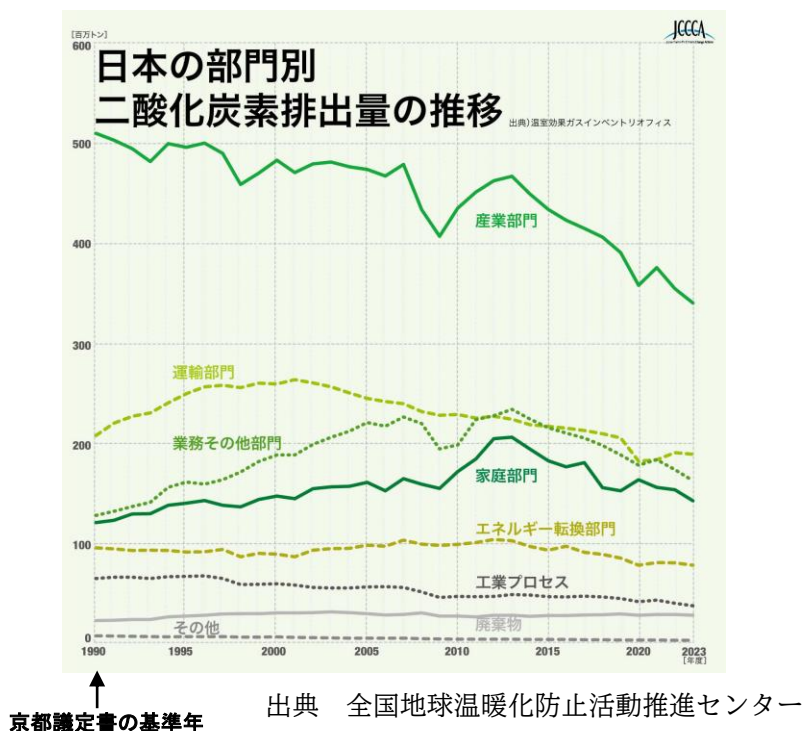
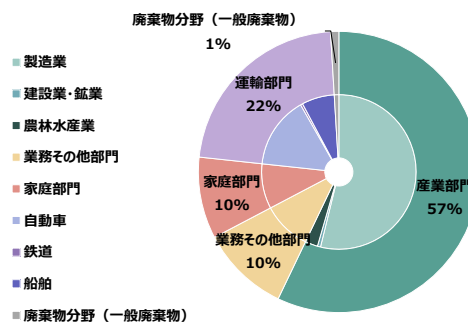


図 3-6 日本の温室効果ガス排出量の推移

(5) 坂出市の温室効果ガス排出状況

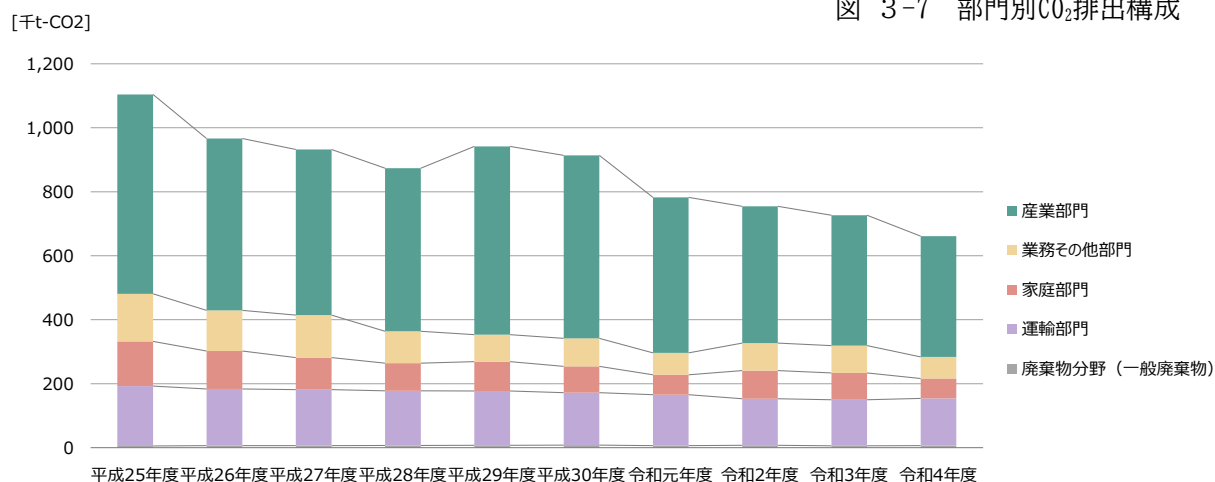
本市の令和4年度における温室効果ガス排出量は、661千t-CO₂、そのうち産業部門が378千t-CO₂（57%）と一番多く、次いで運輸部門が148千t-CO₂（22%）となっています。

また、温室効果ガス排出量の推移をみると、平成25年度以降減少傾向になっています。



出典 環境省「自治体排出量カルテ」

図 3-7 部門別CO₂排出構成



出典 環境省「自治体排出量カルテ」

図 3-8 部門別CO₂排出量の推移

2. 自然環境

(1) 風致地区

都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法に基づき指定される地区であり、建物や工作物の開発行為について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図っています。

現在、聖通寺山、角山、笠山、金山、常山の5地区を風致地区として指定しています。

表 3-1 風致地区

名称	面積
聖通寺山風致地区	39 h a
角山風致地区	29 h a
笠山風致地区	15 h a
金山風致地区	112 h a
常山風致地区	78 h a

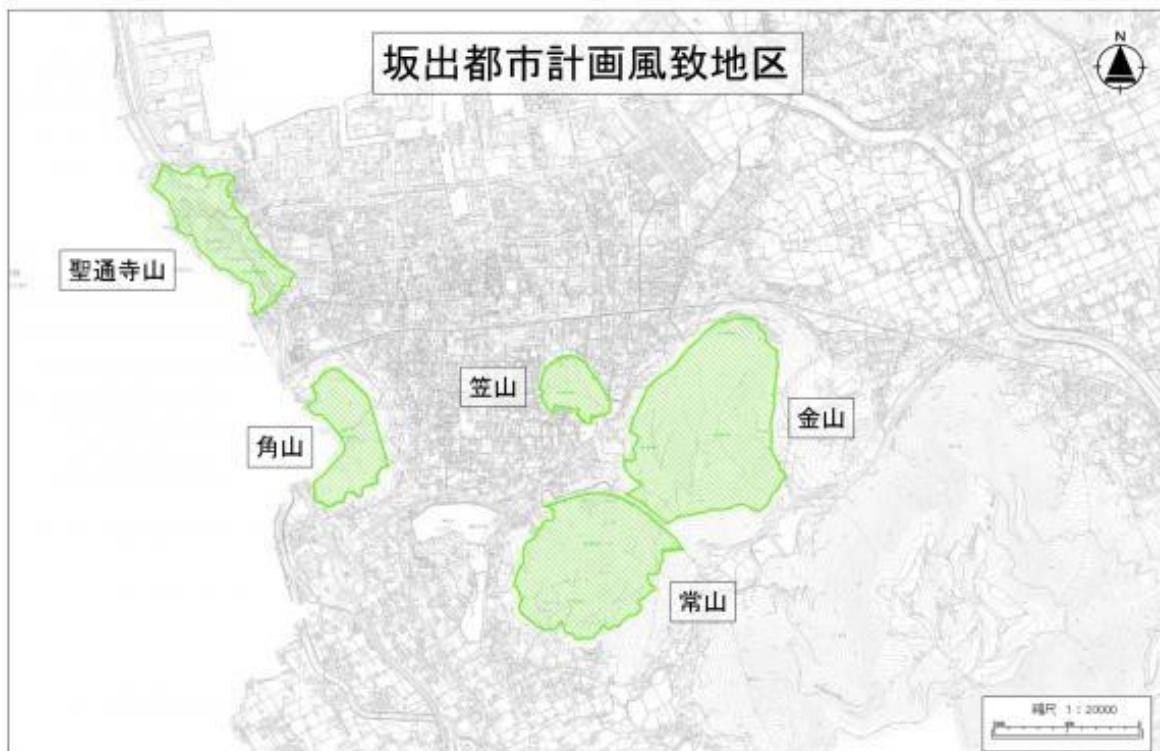
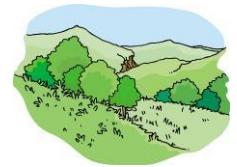


図 3-9 坂出都市計画風致地区

(2) 快適環境

① 用途地域（都市計画区域内）

都市計画区域内の用途地域の状況は下表のとおりです。工業専用地域が602.0haと最も広く、31.8%を占めています。

表 3-2 用途地域の状況 R7.4.1現在

区分	面積(ha)	割合(%)
合 計	1,893	100.0
第1種低層住居専用地域	79.0	4.2
第1種中高層住居専用地域	25.0	1.3
第2種中高層住居専用地域	111.0	5.9
第1種住居地域	343.0	18.1
第2種住居地域	79.0	4.2
準住居地域	10.0	0.5
近隣商業地域	29.0	1.5
商業地域	67.0	3.5
準工業地域	424.0	22.4
工業地域	124.0	6.6
工業専用地域	602.0	31.8

出典 都市整備課

② 都市公園

都市公園は風致公園1箇所、街区公園15箇所、緩衝緑地3箇所、都市緑地2箇所、広場公園2箇所となっています。

表 3-3 都市計画区域内公園の面積 R6.10.1現在

公園名	種別	面積	公園名	種別	面積
聖通寺山公園	風致公園	12.00	西大浜第3公園	街区公園	0.51
香風園	街区公園	0.57	西大浜第4公園	〃	0.21
鉄砲町児童公園	〃	0.10	西大浜第5公園	〃	0.22
御供所公園	〃	0.35	平成公園	〃	0.19
鎌田池公園	〃	0.62	田尾坂公園	緩衝緑地	0.71
西庄児童公園	〃	0.17	下川津緑地公園	〃	1.03
西原公園	〃	0.16	沙弥島緑地	都市緑地	0.44
東大浜第1公園	〃	0.20	林田与北緑地	〃	0.14
東大浜第2公園	〃	0.40	市民広場	広場公園	0.27
東大浜第3公園	〃	0.20	坂出駅南口公園	〃	0.11
西大浜第1公園	〃	0.85	坂出緩衝緑地 (東大浜緑地)	緩衝緑地	3.00
西大浜第2公園	〃	0.32			

出典 都市整備課

③ 文化財・天然記念物

令和7年4月時点で、国・県・市指定などの文化財が合わせて86件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切な管理が行われています。

指定文化財は、建造物、絵画、彫刻、工芸品など多岐にわたっています。このうち国指定のものは11件、県指定は21件、市指定は34件となっています。また、登録有形文化財が19件、選択無形民俗文化財が1件となっています。

表 3-4 指定文化財等登録状況

【指定文化財】

区分		総数	国指定	県指定	市指定	
総数		66	11	21	34	
有形文化財	建造物	9	4	2	3	
	美術工芸品	絵画	3			3
		彫刻	11	1	2	8
		工芸品	11	1	6	4
		書跡	1			1
		典籍	3			3
		古文書	1			1
		考古資料	6		4	2
		歴史資料	1	1		
無形文化財						
民俗	有形民俗文化財					
	無形民俗文化財	2		2		
記念物	史跡	15	4	4	7	
	名勝	1			1	
	天然記念物	2		1	1	

【登録有形文化財】

区分	総数	国登録
登録有形文化財（建造物）	19	19

【記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財】

区分	総数	選択
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	1



図 3-10 (写真左) 神谷神社本殿、(写真右) 木造隨身立像

3. 資源循環

(1) ごみ処理施設・上下水道

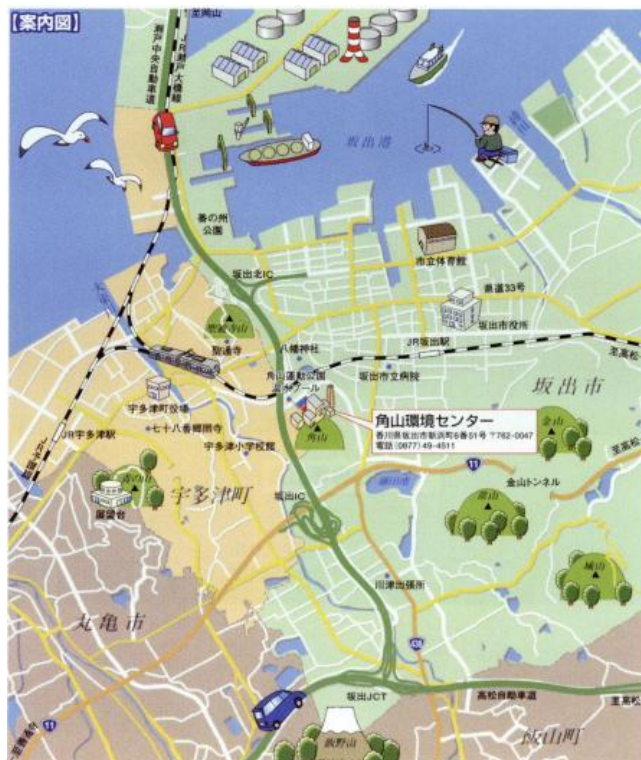
① 角山環境センター（焼却場：坂出、宇多津広域行政事務組合）

角山環境センターは、瀬戸中央自動車道沿いにあり、本市と宇多津町の広域圏内においては中心的な位置に立地することから、周辺環境への影響に配慮し有害ガス除去装置、ろ過式集じん器を設置して大気汚染の防止に努め、汚水も場外に放出せず施設内で処理するなど、汚水・排ガス・騒音・振動・悪臭等の公害防止策に取り組んでいます。

また、平成13年度には排ガス高度処理施設整備事業を完了し、ダイオキシン類の排出を可能な限り抑制しています。



(写真) 角山環境センター



坂出、宇多津広域行政事務組合
〒769-0210 綾歌郡宇多津町2915番地

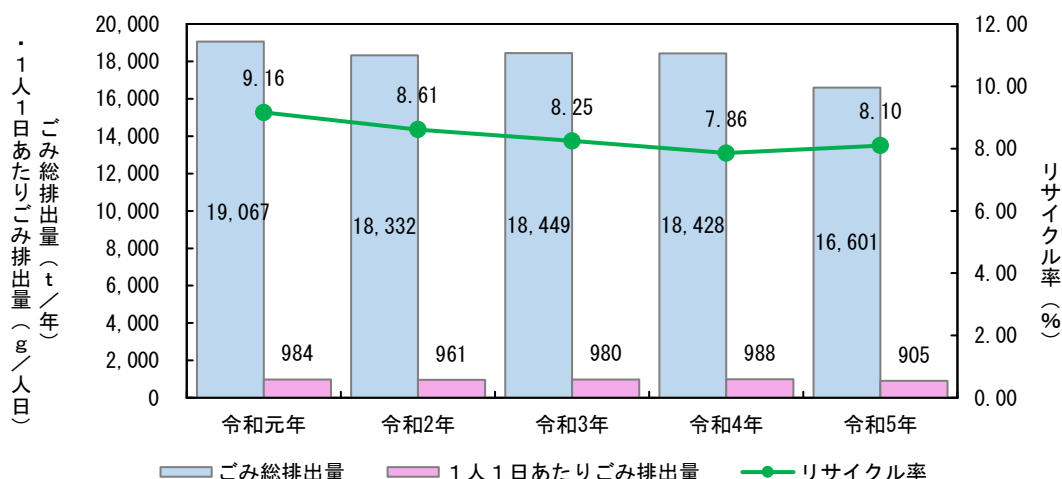
角山環境センター
〒762-0047 坂出市新浜町6番51号

図 3-11 角山環境センター位置図

本市の令和5年度における「ごみの総排出量は16,601t/年であり、令和元年度と比較すると約13%減少しており、経年変化をみても減少傾向にあります。

また、本市の令和5年度における「1人1日あたりのごみ排出量」は905g/人・日であり、総排出量と同じく減少傾向にあります。

本市の令和5年度におけるリサイクル率は8.1%であり、令和4年度に比較して若干改善していますが、今後更なるごみの減量化・再資源化を徹底していく必要があります。



出典 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成

図 3-12本市のごみの排出状況

② 坂出市リサイクルプラザ (中間処理施設)

坂出市リサイクルプラザは、一般家庭から排出される不燃、粗大ごみに含まれる有価物の再生利用を促進するとともに不燃物を粉碎し、鉄、アルミ、可燃物、不燃物に選別するほか、缶類、ビン類を選別回収、ペットボトルおよびその他のプラスチックは減容、圧縮、梱包を行う高性能のごみ処理施設であり、資源の再利用および最終処分場の延命化、安定化を図っています。さらに、住民の学習の場として各種工房、展示室、研修室を併設しています。

今後も本施設を活用して、ごみの減量化と再資源化を進めるとともに循環型社会の構築を図り、清潔で住みよいまちづくりに役立てていきます。



(写真) 坂出市リサイクルプラザ

坂出市リサイクルプラザ
〒762-0011 坂出市江尻町24番地1



図 3-13 坂出市リサイクルプラザ位置図

③ 番の州浄園（汚泥再生処理施設：坂出、宇多津広域行政事務組合）

番の州浄園は、循環型社会構築のため、膜分離高負荷生物脱窒素処理方式に高度処理設備を付加した処理能力を整え、発生汚泥の一部を発酵させ・堆肥化する施設も組み込んでいます。



(写真) 番の州浄園

番の州浄園
〒762-0064 坂出市番の州町10番2号



図 3-14 番の州浄園位置図

④ 坂出環境センター（最終処分場）

坂出環境センターは、近年の生活文化・産業経済の変化に伴って一層多様、多量化する不燃性一般廃棄物を坂出市リサイクルプラザで中間処理した後に出る最終の廃棄物を適正に処理し、快適で文化的な市民生活を確立するため、設備内容に意を配し自然の地形を利用して造成し、地下水を汚染することのないよう場内は万全なる遮水工事を施しています。

さらに、場内からの汚染は浸出水処理施設に集められ、生物処理から活性炭吸着までいわゆる三次処理を行った後に放流するなど、環境の保全にも万全を期しています。



完成当時（平成3年）

(写真) 坂出環境センター

坂出環境センター
〒762-0024 坂出市府中町6870番地



図 3-15 坂出環境センター位置図

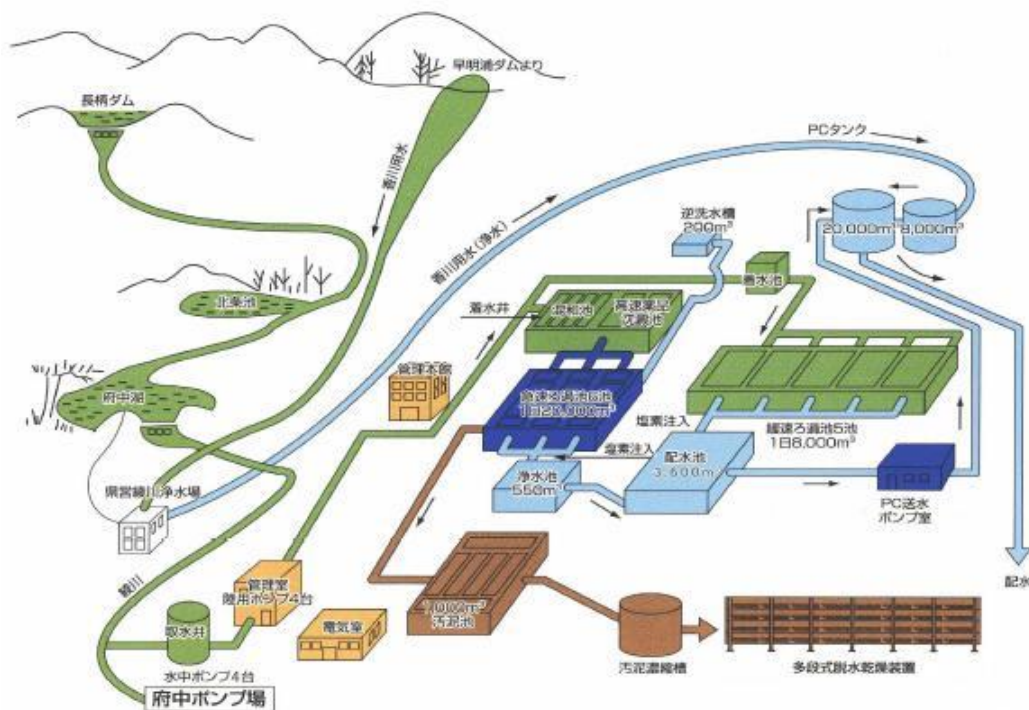
⑤ 上水道

古くは、坂出町時代から水源に乏しく、各地で井戸が掘られるも塩水を含むなどで、飲料水として適するところは少なく、町内では水売りも行われていました。その後、人口の激増に伴い住民生活の衛生、防火上の必要性から上水道整備の要望が高まり、大正5年から水源調査を行い、昭和10年4月に鎌田池を水源とした上水道を整備、その後、合併と市勢の発展による人口の増加に伴い、特に夏季における飲料水および工場用水の水不足が深刻となり、昭和34年に第1期拡張事業に着手し、第2水源として綾川にその水源を求め、昭和35年に鴨川浄水場を建設し、1日最大配水量を6,000 m³から18,100 m³と大幅に増加しています。

その後、番の州埋立地への大企業の進出等による水需要の増大に対処するため、昭和42年に第2期拡張事業に着手し、急速ろ過池、配水池の新設等を実施、また、昭和46年には、懸案の吉野川導水に基づく香川県水道用水供給事業からの浄水の受け入れに備え、鴨川浄水場から市中心部までの配水管を主体とする第3期拡張事業に着手し、昭和49年から受水を開始しています。さらに、島しょ部の与島、小与島、櫃石、岩黒の4島については与島地区簡易水道事業を昭和53年に着手し、倉敷市から分水を受け海底送水管によって給水を開始しました。

さらに、瀬戸大橋の完成により、昭和63年から、与島、小与島については、本州四国連絡橋を利用し坂出市側から給水を開始、また、櫃石、岩黒についても平成10年より、本州四国連絡橋の利用に切替えて倉敷市側から給水しています。

また、平成30年4月より、県と直島町を除く県内8市8町の水道事業を統合した香川県広域水道企業団が設立され、本市の上水道事業は同企業団の中讃ブロック統括センターに組織されています。



出典 水道ビジョン

図 3-16 水道送配水フロー

⑥ 下水道

本市の令和7年4月末における下水道の整備概要は、事業認可区域665.1haのうち、356.27ha（約53.6%）の整備が完了しています。排水施設は分流式となっており、終末処理場である大東川浄化センターは、綾歌郡宇多津町吉田にあります。

また、下水道普及率については、行政区域内人口49,281人に対して処理区域内人口が14,593人で、人口普及率は29.6%となっています。これは、事業認可区域内人口普及率で見ると、66.8%となります。

一方、水洗化状況では、処理区域内人口14,593人に対して水洗化人口は11,809人で、水洗化率は80.9%となっています。

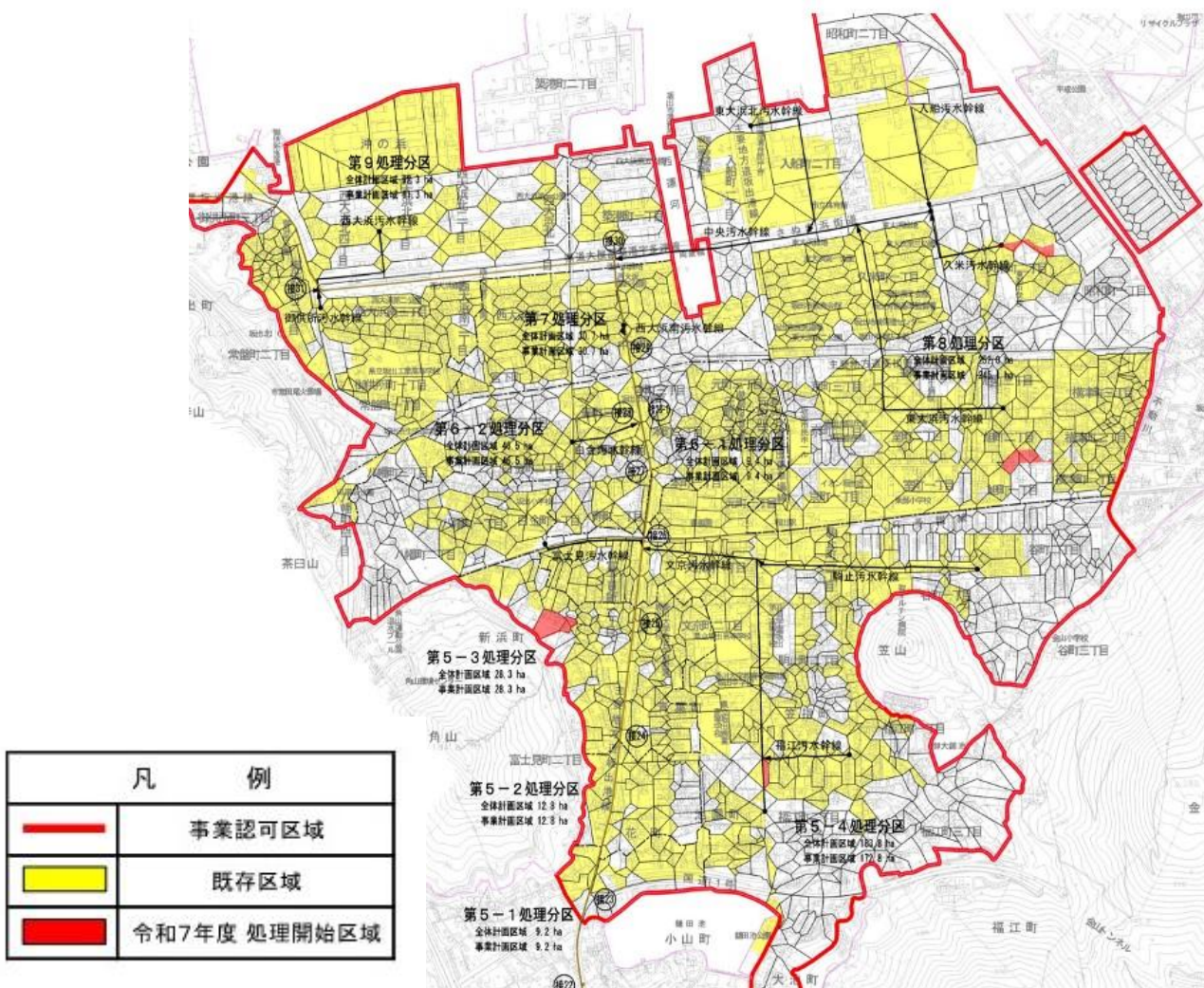


図 3-17 下水道事業認可区域

4. 生活環境

(1) 大気汚染

① 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、主に石油・石炭系燃料を燃焼することにより生成され、大部分は二酸化硫黄、硫酸ミストおよび硫酸塩として排出されます。主な発生源は、工場・事業場の燃焼施設であり、船舶からも排出されます。人体に対しては呼吸器系疾患の原因となり、さらに酸性雨の原因物質の一つとなっています。

硫黄酸化物に係る測定は、4測定局（令和4年度に6局から4局に減少）で自動測定しています。近年、二酸化硫黄濃度の年平均値は、横ばいもしくは微減傾向で推移しており、本市の全ての測定局で環境基準を達成しています。

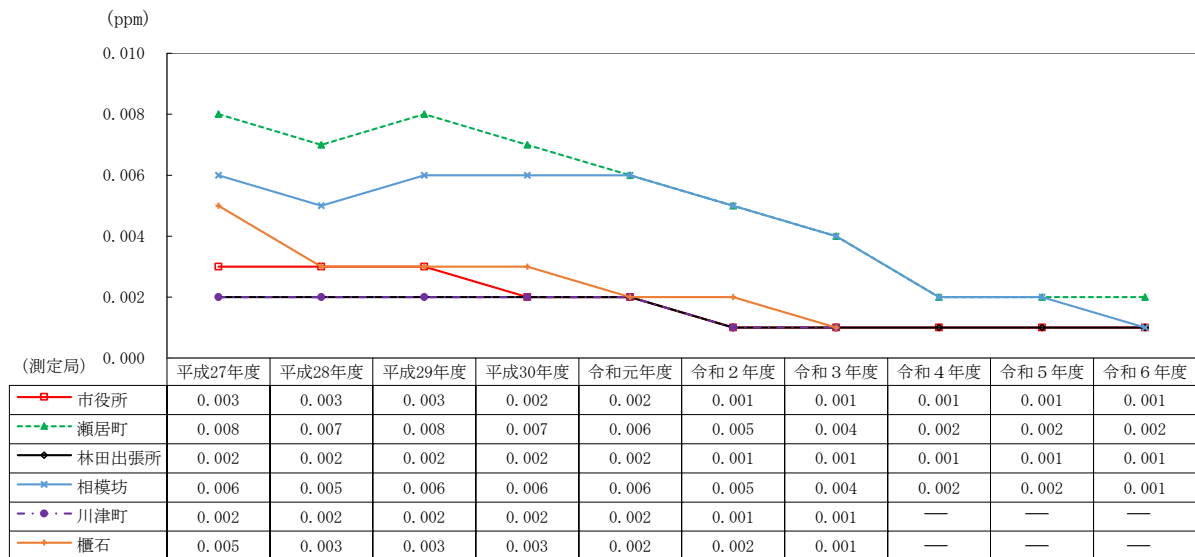


図 3-18 二酸化硫黄濃度（年平均値）の経年変化

表 3-5 二酸化硫黄に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法または紫外線蛍光法



② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に比較的長時間滞留する粒径10ミクロン以下の粒子状物質のことであり、気道または肺胞に沈着することによって人の健康上有害な影響を与えます。浮遊粒子状物質に係る測定は、4測定局（令和4年度に6局から4局に減少）で自動測定しています。各測定局の年平均値は、ほぼ横ばい状況にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

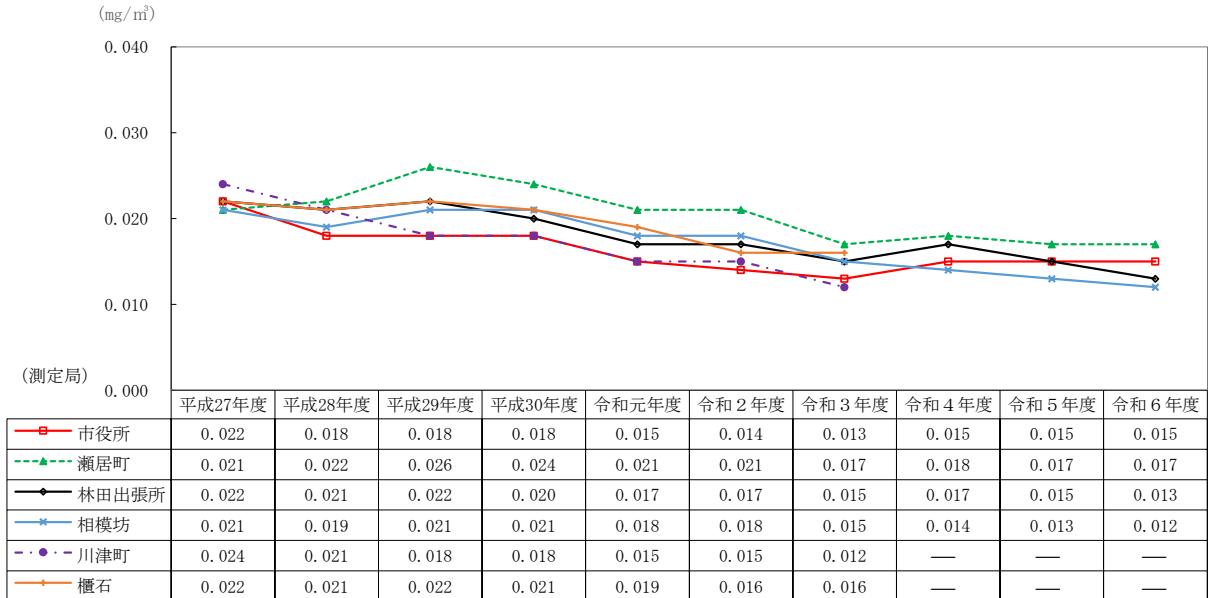


図 3-19 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

表 3-6 浮遊粒子状物質に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはベータ線吸収法

③ 窒素酸化物

窒素酸化物は、大気中あるいは燃料中に含まれる窒素が燃焼することにより、主として一酸化窒素と二酸化窒素が生成されます。特に二酸化窒素は高濃度になると喉や呼吸器系に悪影響を与えます。また、光化学オキシダントは酸性雨の原因物質の一つとなっています。主な発生源は、工場・事業場の燃焼施設や自動車などです。

窒素酸化物に係る測定は、4測定局（令和4年度に6局から4局に減少）で自動測定しています。近年、一酸化窒素濃度は横ばいもしくは微減傾向で推移し、また、二酸化窒素濃度の年平均値はほぼ横ばい状況にあり、全ての測定局で環境基準を達成しています。

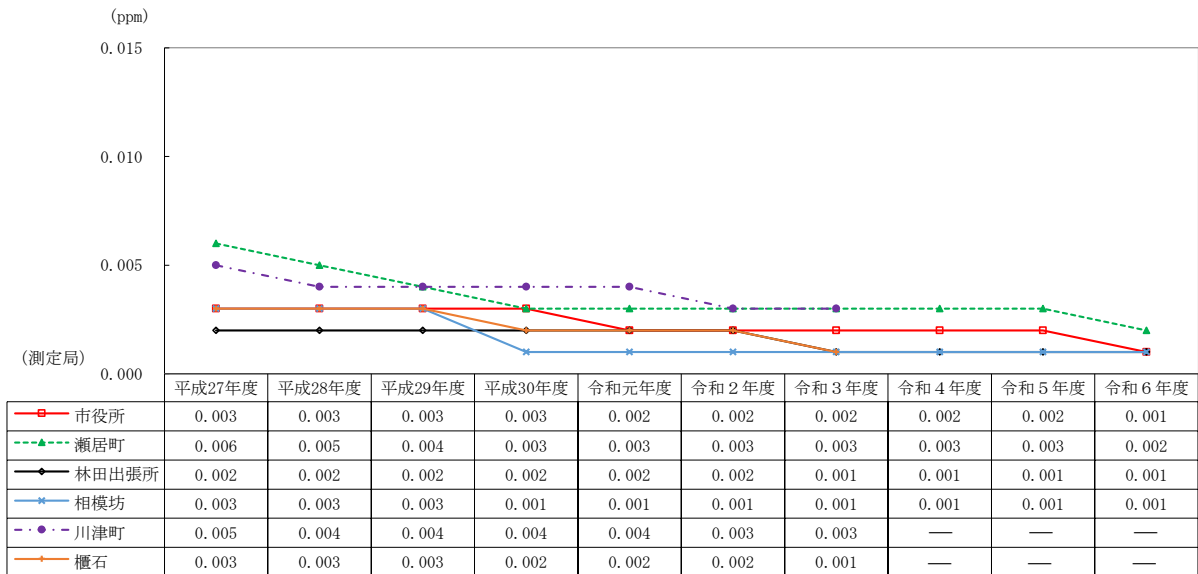


図 3-20 一酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化

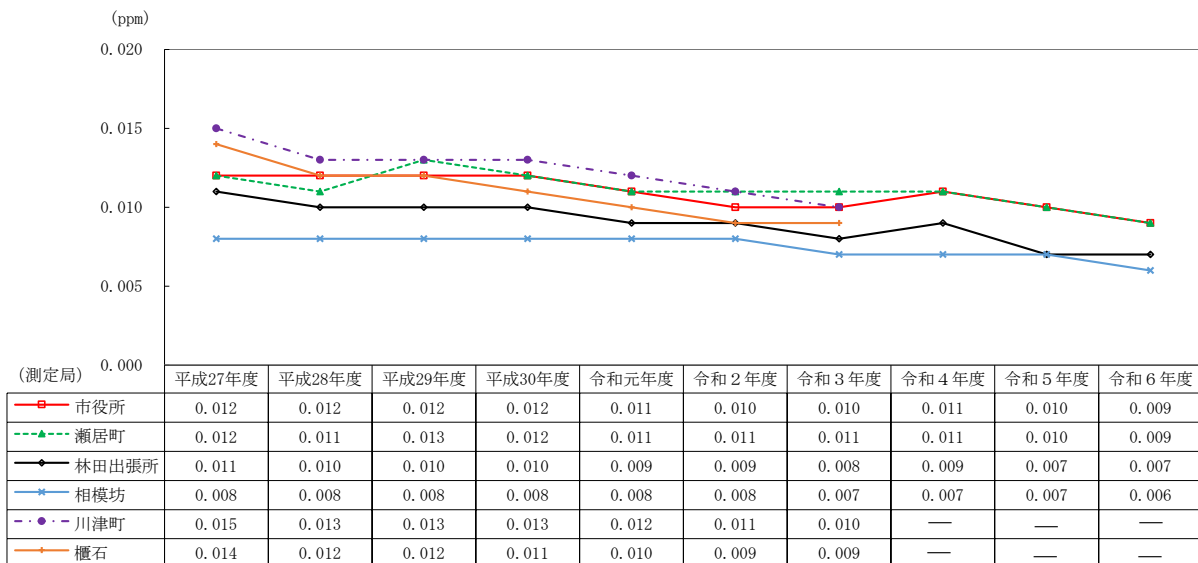


図 3-21 二酸化窒素濃度（年平均値）の経年変化

表 3-7 二酸化窒素に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法

※一酸化窒素については、環境基準は設定されていません。

④ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼に伴って発生し、強い毒性を有しています。

その主な発生源は自動車であり、一酸化炭素に係る測定は、1測定局で自動測定されています。その結果を見ると、一酸化炭素濃度は横ばいで推移しており、環境基準を達成しています。

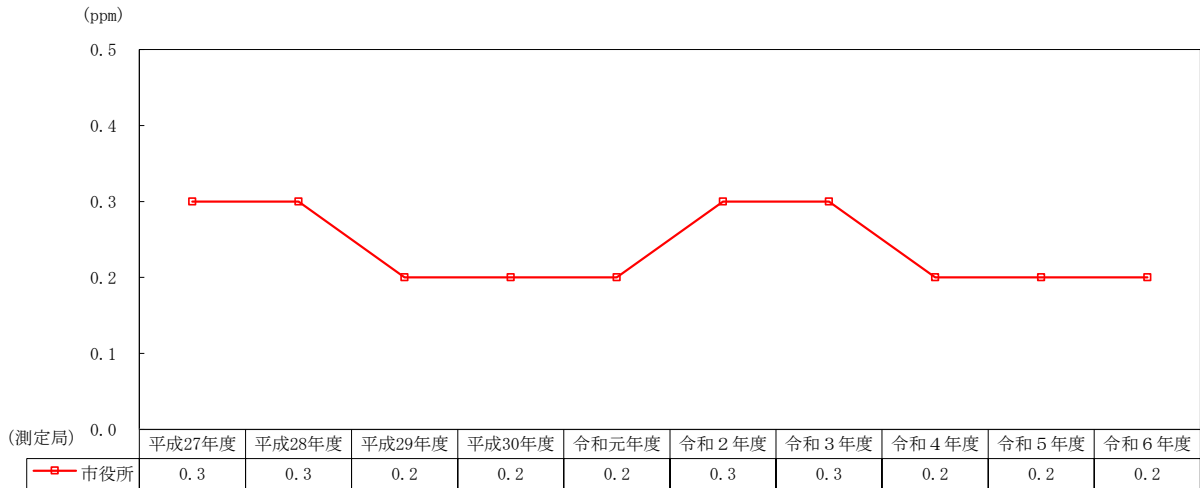


図 3-22 一酸化炭素濃度（年平均値）の経年変化

表 3-8 一酸化炭素に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法

⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場の燃焼施設や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素などが太陽からの紫外線を受けて、光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の強酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは高濃度になると粘膜を刺激し、目、鼻、喉を痛めるなどの影響が出やすくなります。このような被害の発生を未然に防ぐため、高濃度状態が続くおそれがある時には「香川県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、緊急時等には予報等を発令し、一般市民に注意を呼びかけています。令和6年度は、予報・注意報が1回、警報が0回でした。

<高濃度状態が続くおそれのある条件>

- ①風が弱い ②気温が高い ③日射が強い
④非メタン炭化水素濃度が高い⑤視程が悪い など

表 3-9 光化学オキシダント測定結果

測定局	年 度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間
市役所	H29	364	5,396	0.101	102	569	0	0
	H30	365	5,435	0.108	80	424	0	0
	R 1	366	5,450	0.131	82	420	1	1
	R 2	365	5,424	0.095	69	363	0	0
	R 3	365	5,409	0.101	70	313	0	0
	R 4	365	5,405	0.097	83	450	0	0
	R 5	366	5,417	0.090	75	357	0	0
林田出張所	R 6	359	5,315	0.127	69	356	1	1
	H29	365	5,295	0.093	58	290	0	0
	H30	365	5,301	0.102	61	305	0	0
	R 1	366	5,312	0.117	62	296	0	0
	R 2	361	5,223	0.088	50	226	0	0
	R 3	365	5,290	0.105	85	379	0	0
	R 4	323	4,667	0.090	60	261	0	0
川津町	R 5	348	5,150	0.092	78	350	0	0
	R 6	364	5,351	0.114	73	350	0	0
	H29	365	5,439	0.100	105	577	0	0
	H30	365	5,443	0.105	81	419	0	0
	R 1	366	5,431	0.134	101	593	3	5
	R 2	365	5,427	0.094	81	422	0	0
R 3	365	5,409	0.095	75	352	0	0	
R 4	測定局の統合により測定終了							

表 3-10 光化学オキシダント緊急時発令状況（中讃地域）

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予報	5	10	4	2	5	1	0	1	1	1
注意報	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表 3-11 光化学オキシダントに係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法

表 3-12 光化学オキシダント発令基準および措置内容（香川県大気汚染緊急時対策要綱抜粋）

発令区分	発令基準	措置内容
予報	1時間値が100万分の0.1以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。 2. VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。
注意報	1時間値が100万分の0.12以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2. 予報の第2項と同じ措置。 3. 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
警報	1時間値100万分の0.24以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 2. 注意報の第2項、第3項と同じ措置。
重大警報	1時間値が100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき	1. 協力工場及び大口排出工場に対し、当該施設の燃料等使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 2. VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物濃度の減少又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限について命令を行う。 3. 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

協力工場：硫黄酸化物協力工場、排出ガス協力工場及び排出ガス公共協力工場をいう。

大口排出工場：硫黄酸化物大口排出工場及び排出ガス大口排出工場をいう。

⑥ 炭化水素

炭化水素は、塗装・印刷工場、石油系の貯蔵所、自動車などが主な発生源です。特に非メタン炭化水素は、光化学反応性が高いため、光化学オキシダントの原因物質の一つとなっています。

炭化水素に係る測定は、市役所測定局で自動測定しています。この結果では、非メタン炭化水素濃度の年平均値は平成27年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

表 3-13 炭化水素濃度の経年変化

測定局	年度	非メタン炭化水素				メタン	全炭化水素
		年平均値	6～9時における年平均値	6～9時、3時間平均値が0.20ppmCを超えた割合	6～9時、3時間平均値が0.31ppmCを超えた割合	年平均値	年平均値
		ppmC	ppmC	%	%	ppmC	ppmC
市役所	H27	0.14	0.15	15.4	2.5	1.93	2.08
	H28	0.12	0.13	7.5	1.1	1.94	2.07
	H29	0.16	0.17	24.2	8.9	1.95	2.10
	H30	0.16	0.17	23.3	4.2	1.94	2.10
	R 1	0.12	0.13	11.6	2.2	1.96	2.08
	R 2	0.11	0.12	8.6	1.4	1.97	2.08
	R 3	0.09	0.10	5.0	1.4	2.00	2.09
	R 4	0.09	0.10	4.7	0.8	2.01	2.10
	R 5	0.08	0.09	4.7	0.8	2.02	2.10
	R 6	0.08	0.09	4.1	1.9	2.02	2.09

【参考】光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

⑦ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、2.5ミクロン以下の小さな粒子のことで、微細な粒子が肺の奥深くまで入りやすいため、循環器系への影響が懸念されています。工場や自動車の影響のほか、自然由来や越境汚染の影響を受けて一時的に高濃度となる場合があります。

微小粒子状物質に係る測定は、市役所測定局で自動測定しており、平成27年度までは環境基準を超過していましたが、平成28年度以降は環境基準を達成しています。

表 3-14 微小粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が $35.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数と割合		日平均値最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が $35.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数
					$\mu\text{g}/\text{m}^3$	%			
市役所	H27	364	8,728	18.0	23	6.3	53.9	38.7	16
	H28	363	8,704	13.4	1	0.3	35.4	27.6	0
	H29	360	8,655	12.8	1	0.3	41.3	31.0	0
	H30	361	8,693	11.9	4	1.1	41.5	30.8	0
	R 1	363	8,734	10.6	1	0.3	36.8	25.7	0
	R 2	363	8,711	9.8	3	0.8	40.9	25.5	0
	R 3	363	8,708	8.4	0	0.0	26.7	20.7	0
	R 4	360	8,683	9.5	0	0.0	34.0	23.5	0
	R 5	364	8,734	9.6	0	0.0	30.3	25.2	0
	R 6	363	8,714	10.0	4	1.1	51.8	25.8	0

表 3-15 微小粒子状物質に係る環境基準

環境上の条件	測定方法
1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による質量濃度測定方法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(2) 水質汚濁

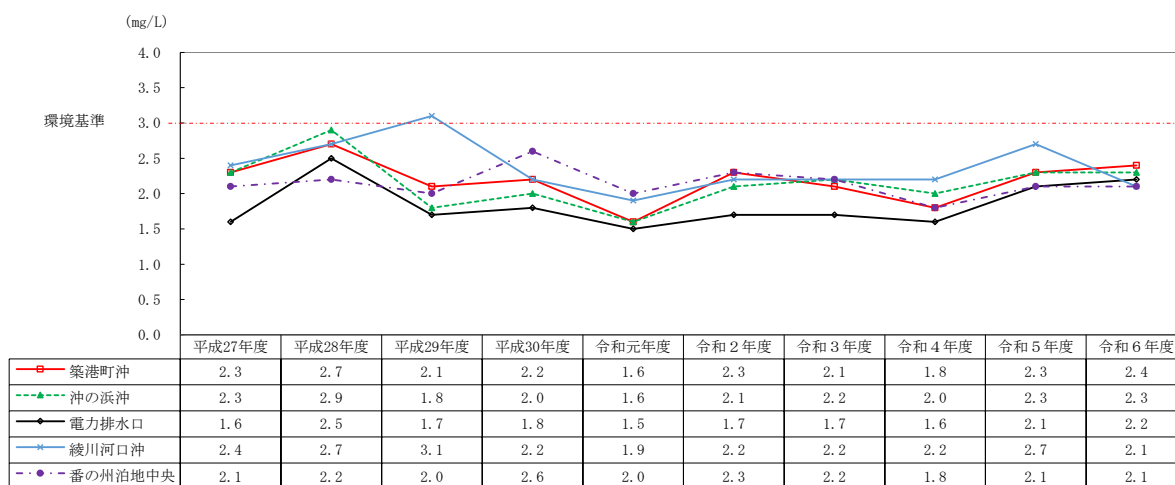
① 海域

本市の海域は、閉鎖性水域である瀬戸内海に面しており、海水の交換が悪く、産業排水や生活排水の流入の増加により一部汚濁が見られます。

水質汚濁に係る「生活環境に関する環境基準」において、海域、河川ごとの利用目的や立地状況等に応じて県が水域類型を指定しており、坂出港内および番の州泊地はB類型、その他はA類型に指定されています。

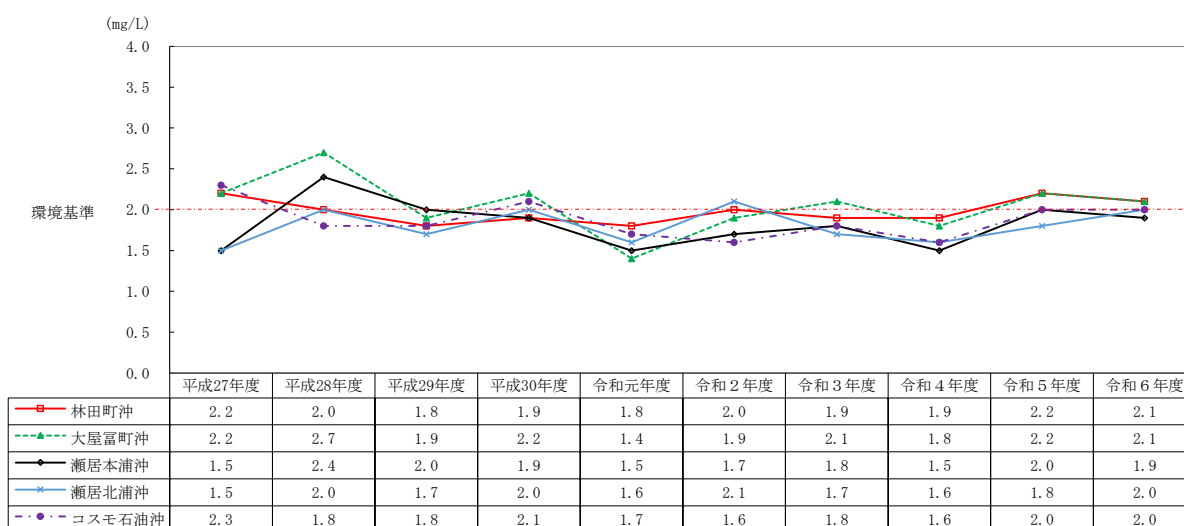
B類型については、平成29年度の測定結果では1地点で環境基準を超過しましたが、平成30年度からはすべての地点で環境基準を達成しています。

A類型については、令和5年度からは一部の地点を除いて環境基準を超過しています。



表中の測定値は年間平均値であり、数値の上昇傾向のある夏場は環境基準の一部超過が見られる。

図 3-23 COD※ (B 類型) の経年変化



表中の測定値は年間平均値であり、数値の上昇傾向のある夏場は環境基準の一部超過が見られる。

※COD：化学的酸素要求量といい、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量である。海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物の量が多く、汚濁負荷が大きいことを示している。

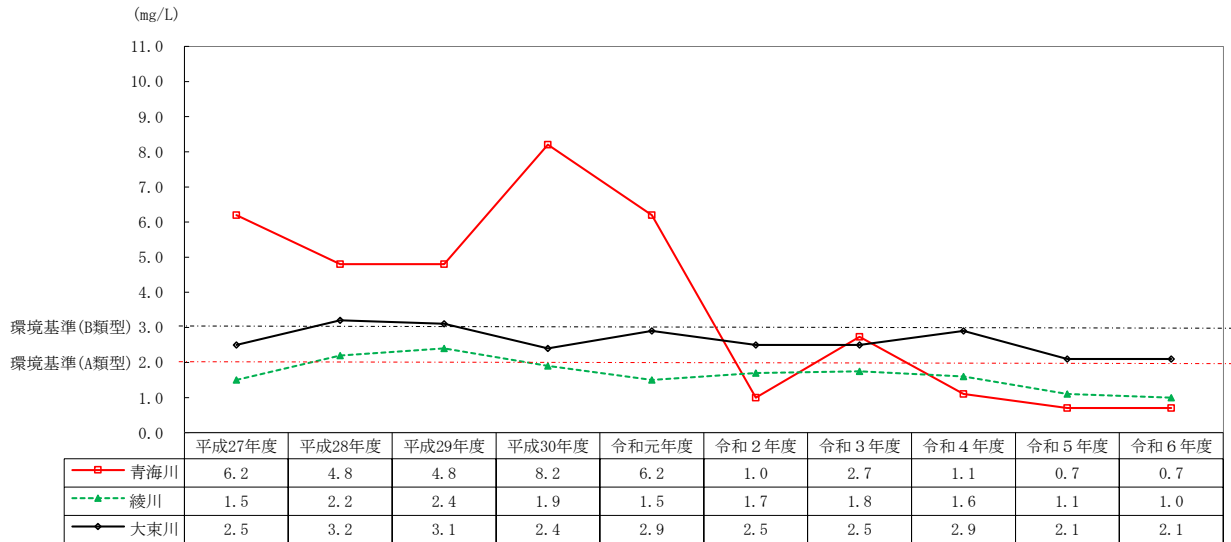
図 3-24 COD (A 類型) の経年変化

② 河川

本市の河川は、流れが遅く流域面積も狭小です。さらに、年間降水量が少ないことに加えて人口密度が高いこともあって、水質汚濁を招いています。

県の水域類型において、青海川と綾川はA類型、大東川はB類型に指定されています。

この3河川でBODを監視しており、令和4年度から全ての河川で環境基準を達成しています。



※BOD：生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物が好気性微生物の働きによって分解される酸素の量である。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁負荷が大きいことを示している。

図 3-25 BODの経年変化



(3) 騒音

本市の交通量の多い主な道路の3地点で測定しており、環境基準の地域類型指定されている2地点のうち、1地点において環境基準を超過しています。また、地域類型指定されていない1地点においては、昼・夜間ともに「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車の限度を定める省令」の要請限度値を下回っています。

表 3-16 令和6年度自動車騒音測定結果

測定地点	地域類型	測定年月日	区分	等価騒音レベル	環境基準	要請限度
御供所町 (第1種住居地域)	B	R7.1.21 ~1.24	昼間	69	70	75
			夜間	65	65	70
宮下町 (近隣商業地域)	C	R7.1.28 ~1.31	昼間	71	70	75
			夜間	68	65	70
福江町 (特定用途制限地域)	なし	R7.2.4 ~2.7	昼間	74	—	75
			夜間	67	—	70

表 3-17 環境基準の地域類型指定の区分

地域の類型	都市計画法用途地域
A類型 専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
B類型 主として住居の用に供される地域	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
C類型 相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

(4) 振動

道路交通振動については、振動規制法第 16 条第 1 項に規定される「指定地域内における道路交通振動の限度」に基づき、道路上での要請限度値が定められています。

交通量の多い主な道路の沿道（騒音測定と同地点）における振動は、要請限度値を下回っています。

表 3-18 令和 6 年度道路交通振動調査結果

測定地点	道路名	測定年月日	規制区分	区分	要請限度	振動レベル上端値 (80%レンジ)		交通量 (台/10分)
						平均	最大～最小	
御供所町 (第 1 種住居地域)	県道 192号	R7.3.24	第 1 種	昼間	65	49	50～47	177
				夜間	60	42	43～39	109
宮下町 (近隣商業地域)	県道 33号	R7.3.24	第 2 種	昼間	70	45	45～45	153
				夜間	65	35	35～34	60
福江町 (特定用途制限地域)	国道 11号	R7.3.24	第 2 種	昼間	70	34	34～34	195
				夜間	65	27	27～27	235

表 3-19 規制地域と当該用途地域

区域の区分	都市計画法用途地域			
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 準住居地域	第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 2 種住居地域		
第 2 種区域	近隣商業地域 工業専用地域	商業地域 特定用途制限地域 (一部地域を除く)	準工業地域	工業地域

(5) 酸性雨

石炭や石油等の化石燃料を燃焼している工場・事業場や自動車などから硫黄酸化物、窒素酸化物が大気中に放出され、これらの物質が複雑な化学反応を繰り返して硫酸イオン、硝酸イオン等に変化し雨水に溶け込むことで酸性を示すようになり、一般的には水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の雨を酸性雨と呼んでいます。

本市では、酸性雨に係る調査は 2 地点で実施しており、表 3-1 のとおり瀬居町では pH 5.6 以下の酸性雨の状況が令和 4 年度以降続いています。平成 29 年度以前よりは改善傾向にあります。また、府中町では、平成 27 年度以降は pH 5.6 以上となっていることから、酸性雨が改善されています。



表 3-20 酸性雨調査結果

年度 地点	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	瀬居町	4.7	4.7	4.8	5.1	5.1	5.7	6.0	5.4	5.5
府中町	6.5	7.2	6.6	7.2	6.9	6.8	6.8	5.6	6.4	6.4

5. まとめ

本章の環境の現状について整理すると、以下の通りとなります。

表 3-1 環境の現状

環境要素	環境の現状
気候変動・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動により、本市においても土砂災害の発生頻度の増加や線状降水帯による集中豪雨など災害が発生する可能性があります。 ・日本の年平均気温偏差は100年あたり1.40℃の割合で上昇しており、世界の年平均気温偏差の上昇割合である0.77℃よりも高くなっています。※1 ・本市の温室効果ガス排出量の推移は、平成25年度以降概ね減少傾向です。※2
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は、5地区に風致地区として指定しています。 ・都市計画区域内では、工業専用地域が31.8%、準工業地域が22.4%、第1種住居地域が18.1%の順で用途地域として構成されています。 ・国・県・市指定などの文化財は合わせて86件存在します。
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ・宇多津町との広域ごみ処理施設として「角山環境センター」、資源の再資源化やごみ減量施設として「坂出市リサイクルプラザ」、汚泥の再生処理施設として宇多津町との広域処理施設である「番の州浄園」、最終処分場として「坂出環境センター」があります。 ・本市の令和7年4月末における下水道の整備概要は、事業認可区域665.1haのうち、356.27ha（約53.6%）の整備が完了しています。下水道普及率については66.8%、水洗化率は80.9%となっています。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染については、観測地点において光化学オキシダント以外で環境基準を達成しています。 ・水質汚濁について、海域・河川で調査をしており、令和6年度の測定では河川で測定したBODはすべての測定地点で環境基準を達成しています。また、海域で測定したCODも多くの地点で環境基準を達成しており、環境基準を達成していない2地点においても、小数点以下の超過と環境基準に近い数値となっております。 ・騒音については、環境騒音3地点、自動車騒音3地点、道路交通振動を3地点で測定していますが、一般地域で環境基準を満たし、道路沿道では自動車騒音、道路交通振動ともに要請限度値を下回っています。

※1 出典 気象庁（世界と日本の年平均気温偏差）

※2 出典 環境省（自治体排出量カルテ）

第4章 基本理念と目標

1. 坂出市の環境の現状

(1) 気候変動・脱炭素

世界の年平均気温偏差は、過去100年間に0.77℃の割合で上昇（日本では約1.40℃上昇）しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

このまま、地球温暖化が加速すれば、農業、食料供給、人間への健康等への甚大な影響が危惧されています。

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度以降減少傾向となっているものの、令和4年度時点で661千t-CO₂もの温室効果ガスが排出されています。2050年に向けてはこの温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていくための取組を進めていかなければなりません。

そのためには、市民・事業者・行政の各主体は、省エネルギー・省資源化に向けて徹底して取り組むとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及や利用促進等の積極的な取組が急務となっています。「坂出市地球温暖化対策実行計画」の中で、本市が目指している「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比51%削減」の実現に向け取り組んでいますが、産業部門の割合が大きい点が課題となっています。

(2) 自然環境

本市は、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然景観等の良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づく風致地区として、現在、聖通寺山、角山、笠山、金山、常山の5地区を指定しています。

都市計画区域内の用途地域の状況は、工業専用地域が602.0haと最も広く、31.8%を占めています。本市では、山林等自然環境が少ない中、都市公園は風致公園が1箇所、街区公園が15箇所、緩衝緑地が3箇所、都市緑地が2箇所、広場公園が2箇所あり、市民の憩いの場となっています。

また、現在、本市には、国・県・市指定・国登録・記録選択の文化財が合わせて86件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切に管理されています。文化財は、建造物、庭園、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料など多岐にわたっています。

文化財の保護・保全を図るため、文化財保護団体などに補助金を交付したり、文化的価値の高いものについては所有者や関係機関と連携しながら文化財を保護するため、文化財保護法に基づく指定・登録を行っており、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

本市における豊かな自然環境を創造するため、水辺環境の保全・創出、森林の保全・活用、生物多様性の確保を推進しており、具体的には、市民と協力して清掃活動を行ったり、開発事業等にあたっては、法令に基づいた環境影響評価（環境アセスメント）を実施したり、有害鳥獣の防除を推進する被害防止柵の設置などに補助金を交付していますが、これらの取組は引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

緑化推進・創造するため、緑化推進事業費補助金を設置し、保存樹木等の管理・育成を行ったり、緑のカーテンの効果や作り方をPRする緑のカーテンパネル展を開催したり、緑のフェスティバルを開催し、苗木の配布や鉢花などの抽選会参加できる緑化募金などを実施しており、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

(3) 資源循環

ごみの収集状況を見ると、近年、可燃性ごみ（持込含む）は徐々に減少、不燃性ごみも粗大ごみとともに減少傾向となっています。

また、処理状況を見ると、可燃性ごみの焼却量も減少傾向で、同様に焼却灰の最終処分埋立量も減少傾向です。

本市では、循環型社会の構築を目指し、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進、エネルギーの有効利用など推進していますが、具体的に生ごみ処理機の購入助成金の創設、リサイクルフェアの実施、ボトルtoボトルの実施するとともに、再生可能エネルギーの有効活用を図るため、住宅用太陽光発電設備の設置補助、公共施設におけるLED照明の普及促進を行っており、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

ごみの収集量は全体的に減少傾向になる中、再資源化量も減少していることが課題となっています。そのため、ごみの分別徹底と再資源化に一層取り組んでいくことが重要です。

(4) 生活環境

大気質※については、大気汚染監視自動測定機を市内に設置しており、テレメータ化し常時監視していますが、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質で環境基準を達成している一方、光化学オキシダントは環境基準を超過していることが課題となっています。

水質については、海域・河川で調査をしており、令和6年度の測定では河川で測定したBODはすべての測定地点で環境基準を達成しています。また、海域で測定したCODも多く地点で環境基準を達成しており、環境基準を達成していない2地点においても、小数点以下の超過と環境基準に近い数値となっております。

騒音については、環境騒音3地点、自動車騒音3地点、道路交通振動を3地点で測定していますが、一般地域で環境基準を満了し、道路沿道では自動車騒音、道路交通振動ともに要請限度値を下回っています。

※大気質：オゾン、一酸化炭素、窒素酸化物、エアロゾル（固体または液体の粒子状物質）のような浮遊する地上の汚染物質の程度のこと

(5) 地域の基盤づくり

環境教育、環境情報の提供、市民参加による活動の推進を行っており、具体的には、カーボンニュートラルセミナー、環境教育講座、出前講座の実施、また公共施設里親制度などにより市民等による道路等の環境美化活動の支援、リフレッシュ瀬戸内など瀬戸内海全域の海岸及び海域でボランティア参加者とともに清掃活動を実施しています。

これらの取組は、引き続き実施していくことが必要です。

2. 基本理念

坂出市環境基本条例第3条には、本市の環境の保全および創造についての基本理念が定められています。本計画においては、より具体的な施策を展開します。

- ①市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるように、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ②すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ③地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、地球環境保全に資するように積極的に快適な環境の保全および創造に努めます。

3. 将来の具体的目標

上記3つの基本理念を達成するため、本市の課題等を解決するため、将来の環境像として、「恵み豊かな自然と共生した持続可能な資源循環のまちづくり さかいで」を掲げ、横断的取組と4つの基本目標を設定します。

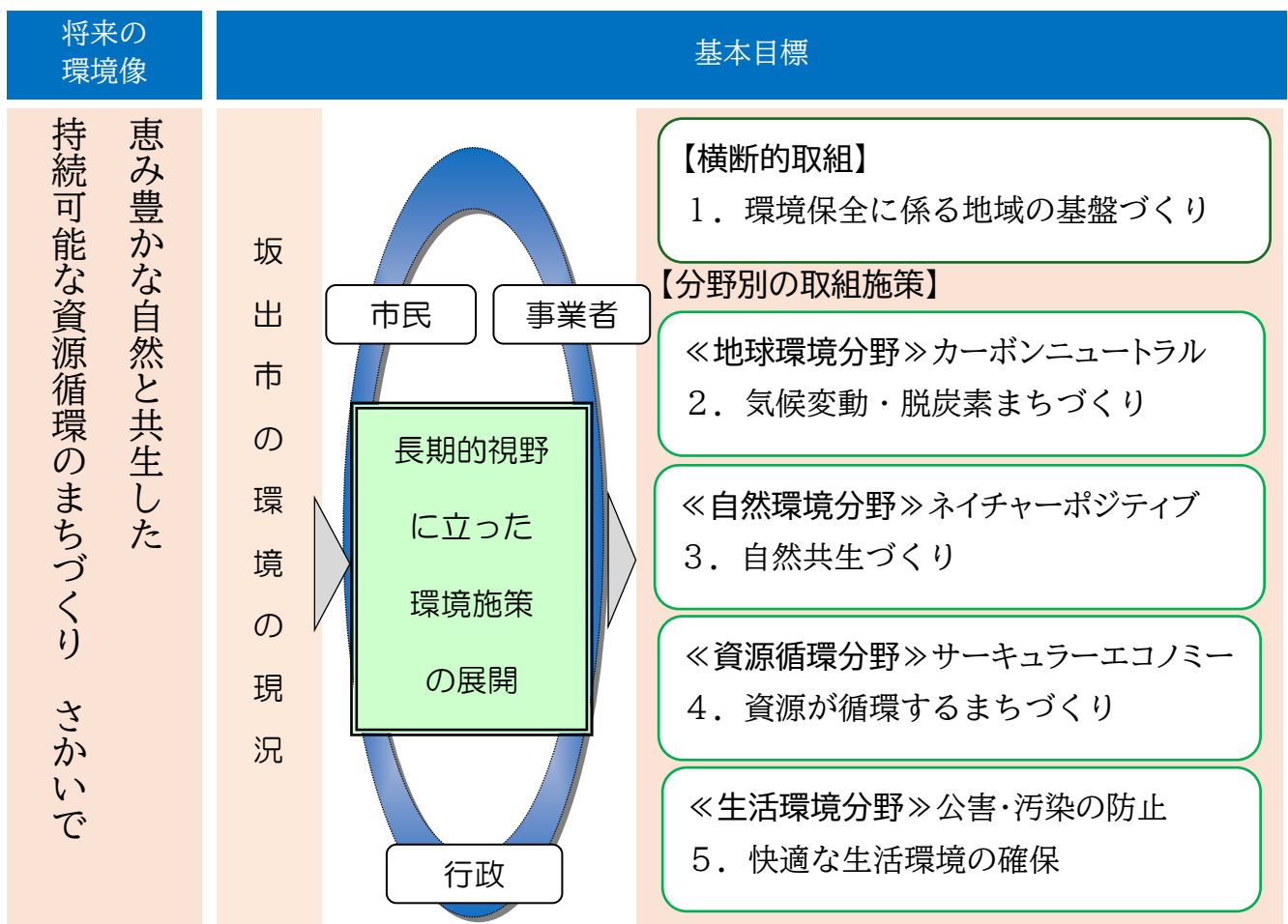
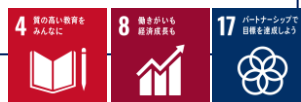


図 4-1 坂出市の将来の環境像と基本目標

第5章 目標実現のための施策

1. 【横断的取組】

基本目標 1. 環境保全に係る地域の基盤づくり



・現状と課題

本市は、これまで環境教育に関する取組としてカーボンニュートラルセミナー、環境教育講座や出前講座の実施、環境情報の提供に関する取組として市の広報を利用した啓発、市民参加による活動に関する取組として道路等における環境美化活動や海域での清掃活動などの環境保全活動に取り組んできました。

しかし、市民アンケート調査結果では、環境保全活動に取り組む上での課題として、「内容がわからない、イベント等の開催を知らない」など活動に関する情報不足が挙げられます。また、市民は「環境に関する情報提供」、「こどもに対する環境教育」、「環境配慮設備への補助金などの財政的支援」など行政に対する環境保全施策を期待していることから、更なる環境教育・学習の場を創出し、市民総参加のもと環境保全活動を強化していく必要があります。

事業者アンケート調査結果では、「環境美化活動への積極的参加」、「清掃活動」など環境保全対策に取り組んでいる一方、「対策を行うための資金がない」、「人材・人員の不足」、「環境問題の現状や対策に関する情報がない」など環境保全対策上障害となっています。

また、従業員に対する環境保全の社員教育の実施についても、「実施していない」と回答した事業者が約70%となっており、社員教育の実施状況についても課題があります。

以上より、環境情報の提供、環境教育・学習の場の創出、市民総参加による活動の推進の 카테고리ごとに主体別・具体的取組内容を以下に示します。

(1) 環境情報の提供

環境情報を提供する具体的取組内容は、表5-1に示す通りです。

表 5-1 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①環境情報を広報誌や市ホームページに掲載し広報活動の充実を図ります。			●
②ケーブルテレビやインターネット等を活用した環境情報の提供に努めます。			●
③住宅用太陽光発電設備等や宅配ボックスなど環境配慮設備等への補助金などの財政的支援を検討します。			●
④市民および事業者の環境保全に関する知識の普及を図るため、イベントの開催等の活動を推進します。			●
⑤本計画の進捗状況をまとめた「環境報告書」を作成し、広く市民・事業者へ公表します。			●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(2) 環境教育・学習の場の創出

環境教育・学習の場の創出における具体的取組内容は、表5-2の通りです。

表 5-2 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①環境に関する講座・教室等の充実を図り、市民および事業者に対して学習の場の提供を推進します。			●
②学校における環境教育・学習の一層の推進を要請します。			●
③環境教育講座やカーボンニュートラルセミナー、出前講座などイベントを開催・実施します。			●
④地域の各種団体等に対して、出前講座（例：環境キャラバン隊）を活用する等環境学習への積極的な取組を働きかけます。			●
⑤環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。			●
⑥SDGsで提唱されている地球規模での環境問題について、ESD [*] の視点を取り入れた環境教育等を通じて市民への周知・啓発に努めます。 <small>※持続可能な社会の担い手を育てるための教育として、地球上の様々な問題を解決するため、自ら考え判断し、他者と力を合せながら行動していく力を身に付けるための学習のこと。</small>			●
⑦本計画の進捗状況をまとめた「環境報告書」を作成し、広く市民・事業者へ公表します。			●
⑧上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(3) 市民総参加による活動の推進

市民・事業者すべての参加による活動として、具体的取組内容は表5-3の通りです。

表 5-3 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①市民・事業者・市などあらゆる主体が自発的に協力して、環境保全活動を推進するような仕組みづくりを検討し、市民組織の支援・育成に努めます。			●
②地域住民や市民団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、その育成・支援に努めます。			●
③公共施設里親制度などにより、市民等による道路等における環境美化活動の支援を行います。			●
④リフレッシュ瀬戸内など瀬戸内海全域の海岸および海域でボランティア参加者とともに清掃活動を実施します。			●
⑤地球温暖化対策に資する国民運動「デコ活」等の国や県などが実施するキャンペーンの普及啓発を図るとともに、節電や再生可能エネルギーの利用促進など市民・事業者が気軽にできるライフスタイル・ビジネススタイルの取組を推進します。	●	●	●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

「デコ活」とは？

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動を展開中です。「デコ活」とは、「脱炭素につながる将来の豊かな暮らし」の国民運動の愛称として、2023年7月に決定しました。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

「脱炭素につながる将来の豊かな暮らし」の全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししていく「デコ活」です。



図 5-1 環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」国民運動

2.

【分野別の取組施策】「地球環境分野」カーボンニュートラル

基本目標 2. 気候変動・脱炭素まちづくり



・現状と課題

本市では、令和3年9月に、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。その後、令和6年3月に「坂出市地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネ・省資源化、再生可能エネルギーの導入促進などの「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害に対する「適応策」についても言及し、取組を進めています。

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度以降概ね減少傾向にあり、令和4年度時点で661千t-CO₂（平成25年度比約40%減少）であり、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするためには、更なる取組が必要になります。

中でも、産業部門の温室効果ガス排出構成割合が約60%、次いで運輸部門が約20%を占めていることから、産業、運輸部門における取組を推進強化していく必要があります。

市民アンケート調査結果では、気候変動（熱中症、農作物の品質低下、集中豪雨など）に関して約7割以上の市民が関心を抱いており、「使用しない部屋の消灯や冷蔵庫などの温度管理など節電に取り組んでいる」、「家具や日用品はできるだけ長く使い、電化製品等については省エネルギー型の製品を選択する」など省エネルギーに関する取組は約8～9割程度と進んでいる一方、「太陽光発電等の再生可能エネルギー、蓄電池の有効活用」、「電気自動車などの環境に配慮した車の購入」、「家屋の断熱性を向上させ、エネルギーの有効利用」などの取組については、約2～3割程度の方が取り組まれている状況です。

また、事業者アンケート調査結果では、環境問題や地球温暖化防止、気候変動適応策に取り組む必要性として、「環境問題の重要性」、「事業者の社会的責任の一つである」、「省エネルギーや資源のリサイクルはコスト削減になる」などを理由に取組を推進しており、節電や冷暖房の温度設定、廃棄物の分別回収、節水など約7割以上の事業者が取り組んでいる一方、太陽光などの自然エネルギーの利用や低公害車の導入などの取組については約1～2割程度の事業者が取り組んでいる状況です。

（1）地球温暖化防止対策の推進強化

本市の「坂出市地球温暖化対策実行計画」では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比51%削減することを目標に、6つの「基本施策」と22の「施策の方向性」を示し、市民・事業者・市が連携・協働して取り組んでいきます。

表 5-4 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①「坂出市地球温暖化対策実行計画」の温室効果ガス削減に資する取組施策を普及啓発します。			●
②ライフスタイル・ワークスタイルの行動変容、省エネ機器や建物における脱炭素化の推進など脱炭素に繋がる省エネの取組を推進します。	●	●	●
③公共施設をはじめ住宅や事業所へ太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を導入します。	●	●	●
④エコドライブの推進、交通手段の転換、電気自動車等の次世代自動車の購入など「移動」における脱炭素化を推進します。	●	●	●

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
⑤市内港湾・臨海部において、港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備などカーボンニュートラルポートの形成を図ります。		●	●

(2) 気候変動による適応策

本市の「坂出市地球温暖化対策実行計画」では、気候変動適応法第12条に位置づけ、気候変動による適応策を掲げ対策を推進しています。将来予測される気候変動影響を「農業・林業・水産業」等7分野31項目について、必要な対策を計画的に推進することとしています。

表 5-5 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①「坂出市地球温暖化対策実行計画」の地球温暖化による被害を回避・軽減するための対策（適応策）について普及啓発します。			●
②農業・林業・水産業において、栽培管理や高温対策、適応品種の導入など、野菜、果樹等への対策について情報収集・対策の検討を行います。		●	●
③自然生態系において、生物多様性に関するデータの収集・整備など里地里山生態系の情報を提供・共有します。			●
④自然災害に備え、「坂出市地域防災計画」やハザードマップなどの内容について国や県等の関係機関と事前情報及び災害時の情報を共有化します。			●
⑤気象情報及び暑さ指数の提供や関連機関と連携した注意喚起の実施や学校での熱中症対策体制を構築します。			●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(3) オゾン層保護対策の推進強化

オゾン層保護対策として、前計画内容を踏襲し、以下の表のとおり、継続して取り組みます。

表 5-6 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①フロンの回収に協力するとともに、フロンなどを用いない機器の導入・普及に努めるなど、オゾン層破壊物質を使用する製品の製造・購入を可能な限り抑制します。	●	●	●
②関係機関と連携し、製造業におけるフロンなどの使用削減を働きかけます。			●
③上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。		●	

3. 【分野別の取組施策】《自然環境分野》ネイチャーポジティブ 基本目標3. 自然共生づくり



・現状と課題

本市は、豊かな自然環境を創造するため、河川清掃の実施、松くい虫被害防止対策として薬剤の散布、有害鳥獣の防止策として被害防止柵の設置補助など水辺環境、森林の保全、生物多様性の確保に努めてきました。

また、美しい景観を創造するため、緑化の推進や歴史的文化財を保護する取組を行ってきました。

しかし、市民アンケート調査結果では、地域の美化活動（一斉清掃や空き缶拾いなど）には約5割の方が「日常的に取り組んでいる」、あるいは「取り組んだことがある」と回答があった一方、川や海岸の美化活動、山林の保全活動、緑化活動や植樹活動、文化財や史跡などの文化財保護活動などの取組については、約1割未満の方しか取り組んでいない状況となっています。

生き物については、約8割以上の方がセミ、トンボ、チョウチョウなど市内で「見たり、鳴き声を聞いたことがある」と回答した方がいる一方、「以前と比べてかなり減少した」と回答した方が約4割以上います。

以上より、水辺環境の保全・創出、森林の保全・活用、生物多様性の確保など豊かな自然環境の創造を図るとともに、環境に配慮した都市景観の形成、緑化の推進、自然景観の保全、歴史・文化資源の保全など美しい景観の創造を図る必要があります。

(1) 豊かな自然環境の創造

美しい里地・里山・里海を保全し、自然の機能の活用が気候変動対策となり、ネイチャーポジティブにもつながることから、森林の保全、緑化の推進などを進めます。また、関連機関と連携し、藻場の再生・創出に努めます。

表 5-7 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①関係機関と連携しながら、親水性に配慮した護岸改修や水辺広場の整備など良好な水辺環境を保全・創出します。			●
②河川や海岸の清掃美化活動を促進します。	●	●	●
③水源の環境を保全するために、健全な森林育成を推進します。	●	●	
④森林を市民の憩いの場や自然体験の場として活用ができるように自然環境の保全に配慮し、森林整備や松くい虫被害防止対策に取り組めます。			●
⑤開発事業等にあたっては、関係法令に基づき環境影響評価（環境アセスメント）を実施するなど、環境への適切な配慮を事業者に働きかけます。			●
⑥多様な野生生物が生息できるように希少動植物の生息地や自生地など自然環境の保全に努めます。			●

⑦開発事業者へは、自然環境に配慮した工事への指導を行っていきます。公共事業において開発事業を行う際には、生息環境を分断しない配慮や、河川・ため池・農業用水路等で生息する生物に配慮した工法による保全など、自然環境への影響を最小限に抑えるように整備を進めます。			●
⑧市民との共働により、貴重な野生生物の生育に関する情報の収集に努めるとともに外来種に係る情報の収集と外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）の周知啓発に努めます。			●
⑨野生生物に関する正しい知識の普及と、保護意識の啓発を図るとともに、被害防止柵の設置等により有害鳥獣の防除を推進します。	●	●	●
⑩市民に潤いやすらぎを与えてくれる良好な水辺環境の維持・再生に努め、水生生物を保護するとともに、人の手によって陸域と沿岸海域を一体的に総合管理することによって、物質循環機能が適切に保たれる豊かで多様な生態系と自然環境の保全に努めます。			●
⑪海域の環境悪化や気候変動に伴う生態系の変化に適応するため、重要稚仔放流事業や養殖漁業の支援等による資源管理型漁業を推進します。			●
⑫地域と藻場再生に向けた情報を共有し、人材の育成・確保に努めます。			●
⑬市民や観光客に対し、希少種を含めた野生動植物の採取を控えるように啓発し、保護意識の醸成を図ります。			●
⑭上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(2) 美しい景観の創造

周辺環境に配慮した都市景観を形成するとともに、都市緑化や市民の花壇づくりなど総合的な緑化を推進します。

表 5-8 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①市民の理解と協力を得ながら、建物や景観形成等の周辺環境に配慮した、美しいまち並みの形成を図ります。			●
②道路や橋梁等都市施設の整備にあたっては、その地区の個性に応じたまち並みを形成するようにデザイン等に配慮します。			●
③ランドマークとなる公共施設の整備にあたっては、周辺環境と調和するように施設デザインに配慮します。			●
④屋外広告物の制限等、美観の確保を図ります。		●	●
⑤光害について啓発し、星空を楽しむことができるような環境づくりに努めます。			●
⑥市民の環境美化意識の高揚を図るとともに、市民等による道路、公園等における環境美化活動の支援に努めます。	●	●	●
⑦都市緑化の総合的な推進を図るため、公園緑地の整備に努めます。			●
⑧都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、公共施設の緑化を推進します。			●
⑨商業地、事業所、工場等における敷地の緑化等を推進します。		●	
⑩生け垣化や沿道の花壇づくり、指定樹木の保全等に対して助成するなど、市民の自主的な緑化活動の支援に努めます。	●		●
⑪水と緑のネットワーク形成に努めます。			●
⑫法令や条例に基づく緑地の保全を継続して進めます。			●
⑬「緑のフェスティバル」、「花と緑のオータムフェア」などを通して緑化に対する市民意識の高揚を図り、市民・事業者・行政が一体となって花と緑あふれるまちづくりを進めます。	●	●	●
⑭市内に残存する樹林地、樹木等により形成される自然景観の保全を促進します。			●
⑮市街地周辺の山々は、四季の移り変わりを感じさせるように自然景観の形成に努めます。	●	●	●
⑯シンボルとなる歴史・文化資源の周辺を保全・整備することにより、貴重な資源を次世代へ継承するとともに、地域景観の向上を図ります。			●
⑰身近な歴史・文化資源の発掘に努め、情報提供することにより、歴史の感じられるまちづくりに努めます。			●
⑱都市計画道路などの街路樹等の整備を推進し、良好な沿道環境の形成に努めます。			●
⑲上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

4.

【分野別の取組施策】《資源循環分野》サーキュラーエコノミー

基本目標4. 資源が循環するまちづくり



・現状と課題

近年、本市における「ごみの総排出量」は、減少傾向にあり、「1人1日あたりのごみ排出量」も減少傾向にあります。

市民アンケート調査結果より、「ごみは必ず分別して出す」と回答した方が約9割、次いで「使い捨て商品をやめたり、詰め替え商品を選ぶ」と回答した方が約6割、「食材を必要な分だけ購入するなどの食品ロスの削減」、「牛乳パックやトレーなどはお店のリサイクルボックスに出す」と回答した方が約4割となっています。

今後は更なるごみの減量化・再資源化を徹底して取り組んでいく必要があります。

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

本市は、3Rを徹底して取り組んでいきます。主体別取組内容は以下の通りです。

表 5-9 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの必要性等について啓発等に努め、市民や事業者の意識の高揚を図ります。			●
②リサイクルに関連した地域活動を促進し、分別回収等を推進・拡大して、市内のごみ回収の充実を図ります。			●
③ごみや資源物の分別・回収方法などについて、冊子、ポスターの配布や市政出前講座等を通じて周知するとともに、ごみ分別促進アプリを活用するなど適切な情報を提供します。			●
④食品ロスの削減に関係部局と連携して取り組むとともに、やむを得ず発生する生ごみについてはコンポスト（生ごみ処理容器）等による資源化を促進します。	●	●	●
⑤容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施するとともに、対象品目の拡充にあわせ、収集体制や施設の整備について検討します。			●
⑥プラスチック資源の有効利用等、さらなる資源化意識の向上とプラスチックごみ減量の促進に努めます。	●	●	●
⑦坂出市社会福祉協議会が実施しているフードバンク活動に参画し、住民参加型の地域づくりに努めます。また、各種団体の取り組むフードドライブ活動を支援します。	●	●	●
⑧節水の工夫や雨水利用施設の導入により、水利用の適正化や水資源の有効利用に努めます。	●	●	●
⑨上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

フードバンクとは？

フードバンクとは、まだ安全に食べられるにもかかわらず、さまざまな理由で一般の流通で販売できなくなった食品を寄付していただき、支援を必要とする施設・団体・世帯に無償で提供する活動です。食品ロスを削減するとともに、生活に困窮する世帯へ食料を届けるための「食の社会インフラ」であると言えます。

坂出市社会福祉協議会（社協）では、平成26年から家庭や企業で余っている品質に問題のない食品を地域の皆様や企業等からご寄付いただき、生活に困窮している方に必要な食品をお渡しする活動（フードバンク活動）に取り組んでいます。経済的に困っている方を支えるとともに、住民参加型の地域づくりをめざしています。



図 5-2 フードバンクの仕組み（全国フードバンク推進協議会HPより）

（2）廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理については、以下の通りとなります。

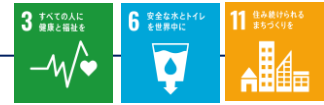
表 5-10 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①環境美化を促進し、公共の場所や他人の所有地にごみを捨てたり、散乱しないように指導・徹底を図ります。			●
②廃棄物の適正処理を促進します。			●
③廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、「坂出市一般廃棄物処理基本計画」に基づき計画的、広域的な取組を進めます。			●
④上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

5.

【分野別の取組施策】《生活環境分野》公害・汚染の防止

基本目標5. 快適な生活環境の確保



・現状と課題

大気質、河川水質などの生活環境の状況については、概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、事業活動に伴い発生するばい煙、工場や事業所などからの排水などの排出規制を継続する必要があります。

健康に過ごすことができる生活環境に被害が生じないように、公害関係法令に基づき、大気、水などの環境が良好な状態になるよう努めます。大気質、水質及び騒音の常時監視を引き続き実施します。

また、市民アンケート調査結果では、生活環境を損ねる路上喫煙やごみのポイ捨て、不法投棄、ペットの糞尿などの苦情等の意見から快適な生活環境を維持するための対策が必要です。

(1) 大気汚染の防止

本市における大気汚染の防止策は以下の通りです。

表 5-11 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①大気の状態を正しく把握することで公害防止につなげるよう、大気測定を継続して実施し、光化学オキシダント等による大気汚染が著しく悪化した場合は、「香川県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、予報等を発令し市民に周知を行います。ダイオキシン類については関係機関と連携し、必要に応じて調査を実施します。また、法令や条例の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。			●
②大気汚染物質の発生源となっている工場等に対して、ボイラーや廃棄物焼却炉等ばい煙発生施設の適切な設置、維持管理を行うよう関係機関と連携し、指導および監視を行います。			●
③ごみ焼却場等の計画的な維持管理を行い、ダイオキシン類の発生を抑制し、再使用や再生利用のできないごみについては飛散などしないように適切に処理します。また、老朽化した設備、機器等の更新や改良を実施し、高性能化や省エネ化により二酸化炭素排出量の削減を図ります。			●
④市内の建築物に使用されているアスベストの状況を把握し、適正な処理を行うとともに、建物の取り壊しや改修時の飛散防止を徹底します。		●	●
⑤基準を満たさない焼却炉の使用や野焼きの禁止について、市民に広く啓発・指導します。	●		●
⑥道路等を整備することによって、渋滞を緩和し、自動車が適正な速度で走行できるように努めます。これにより、排気ガスや二酸化炭素の発生抑制を図ります。			●
⑦電気自動車やハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、水素自動車等排気ガスの少ないエコカーの購入や使用を推進します。	●	●	●

⑧「坂出市立地適正化計画」および「坂出市地域公共交通計画」に基づき、まちなかの交通利便性を向上させるとともに各地域とまちなかを結ぶ公共交通結節機能を強化するなど交通利便性の向上を図ることで、自家用車に頼らないライフスタイルを推進し、温室効果ガスの排出削減に努めます。			●
⑨通勤や買い物はできるだけ自転車や公共交通機関を利用して自家用車の使用を控え走行中はエコドライブ等に努めるなど、一人ひとりが以下のようなライフスタイルの見直しに積極的に取り組んでいくことを求めます。	●	●	●
⑩樹木は汚染物質の吸収・吸着機能を有します。樹木の大気浄化・拡散効果を利用して「環境施設帯」等の整備を検討し、沿道の環境対策を推進していきます。			●
⑪上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(2) 悪臭の防止

本市における悪臭の防止策は以下の通りです。

表 5-12 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①市民からの苦情等に迅速に対応し、発生源の特定と実態把握に努めます。			●
②悪臭の発生源となっている事業所等に対して、適切な監視と指導を行い、悪臭公害の防止を図ります。			●
③上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(3) 水質汚濁防止

本市における水質汚濁防止策は以下の通りです。

表 5-13 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①河川、海域の定期的な水質検査を実施し、水質を監視します。ダイオキシン類、有機塩素系溶剤等については、関係機関と協議し、必要な調査を行います。また、法令に基づく水質汚濁物質の総量規制や監視・指導を進めていくだけでなく、法令の規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。			●
②工場等の排水については、関係機関と連携し、法令を遵守するよう適切な監視、指導を行います。また、下水道の整備や浄化槽の設置の促進、家庭での水質浄化等、生活排水対策を推進します。			●
③農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）の普及に努め、農地から流れ出る肥料成分や農薬を抑制します。また、畜産施設については、糞尿の堆肥化などの対策を講じるとともに、畜舎の適正管			●

理を進めます。			
④市民、事業者等の参加と協力を得て、河川や海岸を清掃します。	●	●	●
⑤上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(4) 地盤環境の保全

本市における地盤環境の保全策は以下の通りです。

表 5-14 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①地下水の水質検査等を行い、汚染状況を把握します。			●
②関係機関と連携し、工場等の有害物質の使用や保管、排水などを適正に行うように監視、指導を行い、有害物質の地下への浸透を防止します。			●
③地下水のかん養につながる雨水貯留タンクなどの普及を図ります。			●
④廃棄物最終処分場周辺から出る地下水については、定期的に水質を検査する等、実態把握を行います。			●
⑤上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(5) 土壌汚染の防止

本市における土壌汚染の防止策は以下の通りです。

表 5-15 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①ダイオキシン類、有機塩素系溶剤や鉛等の汚染物質による環境への影響については、関係機関と協議し、必要な調査を実施するなど、土壌汚染の実態把握に努めます。			●
②関係機関と連携し、工場等に対して有害物質を地下浸透させることのないように指導を徹底し、土壌汚染の防止を図ります。			●
③法令や条例に基づく土壌汚染物質の監視・指導を進めていくだけでなく、規制対象外の汚染物質についても実態把握に努めます。			●
④土壌を保全するため、農業における化学肥料から有機肥料への転換および農薬使用量の低減を促進します。		●	●
⑤土壌および地下水の汚染を防止するため、有害化学物質の使用場所および保管場所周辺の実態把握に努めます。			●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(6) 騒音・振動対策

本市における騒音・振動対策は以下の通りです。

表 5-16 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①騒音・振動の実態を正しく把握するため、測定調査の充実を図ります。			●
②騒音・振動の発生源となっている工場等に対して、機械設備の適切な維持管理等の対策を行うように監視と指導を行います。			●
③工場等の新築・増築の建築確認申請および機械の増設時等に、騒音・振動の影響が危惧される場所には、計画の段階で対策を行うように指導します。			●
④特定建設作業に伴う騒音・振動を防止するため、適切な監視と指導を行います。			●
⑤生活騒音の防止を図るため、運転マナー等の啓発活動を行い、騒音防止に配慮した生活を心がけるよう市民意識の向上を図ります。			●
⑥徒歩や自転車、公共交通機関等の利用を促進し、自動車交通総量の抑制に努め、交通騒音や振動の防止を図ります。			●
⑦高速道路や幹線道路などでは、植樹帯や遮音壁の整備などの環境保全対策を進め、環境に配慮した道路整備を進めます。			●
⑧上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(7) 酸性雨対策の推進強化

酸性雨対策として、前計画内容を踏襲し、以下の表のとおり、継続して取り組みます。

表 5-17 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①酸性雨の実態調査の充実や、酸性雨発生の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出の抑制対策を推進するように関係機関に働きかけます。			●
②酸性雨の実態を把握するため、雨水のモニタリング調査を実施します。			●
③上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

(8) モラル・マナーの向上

生活環境を損ねるごみのポイ捨て、不法投棄などが発生しており対策が必要です。また、ペットの糞尿などの苦情やトラブルが発生しており、快適な生活環境を維持するための対策が必要です。

表 5-18 主体別取組内容

取組内容	取組主体		
	市民	事業者	市
①不法投棄のパトロール・看板設置、不法投棄者への指導、廃棄物の適正な取り扱いを示すことで、不法投棄防止に取り組みます。			●
②飼い犬登録、狂犬病予防注射接種を行います。	●		
③犬糞は飼い主が持ち帰ります。	●		
④ペットの適正飼養に努めます。	●		
⑤市と協力して飼い犬登録、狂犬病予防注射接種率の向上、適正飼養の普及啓発に努めます。		●	●
⑥上記取組内容において、積極的に情報収集し、活用・参加するとともに周りの人に情報共有します。	●	●	

第6章 計画の推進

1. 推進体制の整備

(1) 坂出市環境審議会

環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・検討をするための機関であり、学識経験者・市議会議員・民間団体等の構成員・関係行政機関の職員で組織されます。本市は審議会に対して、本計画の変更や推進に関する報告を必要に応じて行うとともに、審議会からの意見等を受けてその反映に努めていきます。

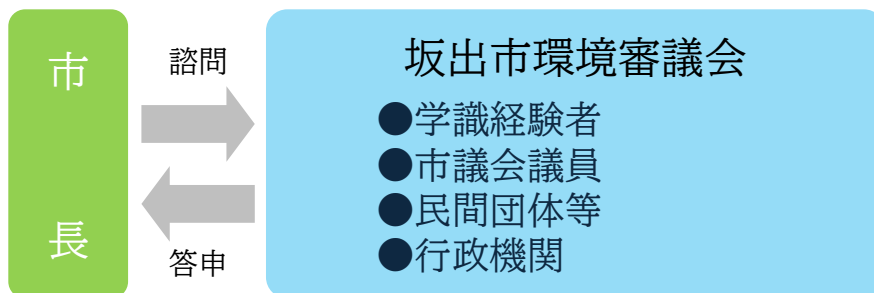


図 6-1 坂出市環境審議会

(2) 市民・事業者との連携・協力体制

本計画は、市民・事業者の連携・協力を図り実効性の伴う計画としていきます。そのために、本市では次のような点で市民・事業者とのパートナーシップづくりを図っていきます。

① 市民・事業者との意見交換の場づくり

本計画は、定期的に点検・評価を行うなど必要に応じて適宜見直し作業を行っていきます。その際、より多く地域住民の意見を反映させるため、本市では市民・事業者との意見交換の場を設け、広く意見を求めていきます。

② 環境保全に係る支援体制の強化

リサイクル運動や地域の資源ごみ回収活動等を行っている市民団体および環境保全活動を行っている各種団体への支援策の強化や環境教育・環境学習の場の拡大などを推進することで、環境に配慮したまちづくりへの自発的な取組が今後一層活性化されるように努めていきます。

③ 環境情報システムの整備と活用

環境保全に関する各種情報の整備を図り、市ホームページや広報誌などに情報を提供します。

2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要となります。本計画では、環境マネジメントシステムで採用されている『PDCAサイクル』(Plan→Do→Check→Action)の考え方に基づいて、計画の目標の達成状況や施策の実施状況を定期的に点検・評価し、進行管理を推進していきます。

(1) 進行管理体制

本計画の進行管理は、「事務局」が中心となり進めていきます。

事務局は、庁内関係各部署へ、施策の実施状況などについて確認し、課題についての検討を行います。

(2) 点検・評価の公表

事務局は、各種施策の進捗状況等の結果について、市民や事業者に対して広く公表します。

(3) 計画の見直し

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、概ね5年ごとに見直しを行いますが、計画の進捗状況や社会情勢、市民ニーズ等に変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。